

「市政改革プラン 3.0／3.1 (市政改革プラン 3.0 の中間見直し版)」 の取組と成果（案）

—市民の暮らしの満足度向上をめざした市政改革—

（令和5年度末時点）

大 阪 市

目次

I 概 要	1
II 目標の達成状況	3
III 取組期間の成果	7
IV 項目ごとの進捗状況	15
【改革の柱1】生活の質（QoL）の向上を実感できる形でのICT活用推進	16
柱1-1 DX推進を視野に入れたデジタル技術の活用	16
柱1-2 市民利用施設に係る手続きの利便性向上	21
柱1-3 多様な公共料金等支払手段の整備	22
柱1-4 大阪港の物流円滑化の推進	23
【改革の柱2】官民連携の推進	24
柱2-1-（1）水道	24
柱2-1-（2）工業用水道	25
柱2-1-（3）下水道	26
柱2-1-（4）幼稚園	27
柱2-1-（5）保育所	29
柱2-1-（6）一般廃棄物（収集輸送）	30
柱2-1-（7）市場（本場・東部市場）	32
柱2-1-（8）市営住宅	33
柱2-1-（9）動物園	34
柱2-2-（1）PPP／PFIの活用促進	35
【改革の柱3】効果的・効率的な行財政運営	37
柱3-1-（1）業務改革の推進	37
柱3-1-（2）自治体システム標準化に伴う業務改革	39
柱3-1-（3）最新技術を活用した維持管理業務等の効率化	41
柱3-2-（1）持続可能な施設マネジメントの取組の推進	42
柱3-2-（2）大規模事業等のリスク管理	45
柱3-3-（1）施策・事業の見直し	47
柱3-3-（2）人員マネジメントの推進	49
柱3-3-（3）未利用地の有効活用等	51
柱3-3-（4）未収金対策の強化	53
【改革の柱4】ニア・イズ・ベターの徹底	55
柱4-1 地域活動協議会による自律的な地域運営の促進	55
柱4-2 区CM制度の充実、更なるニア・イズ・ベターの追求	59
柱4-3 区役所業務の更なる改善の推進	61
【改革の柱5】人材育成・職場力の向上	62
柱5-1 次代を担う職員の育成	62
【改革の柱6】働き方改革	64
柱6-1 働き方改革の推進	64
（参考）柱4-1 地域活動協議会による自律的な地域運営の促進 各区状況	67

「市政改革プラン 3.1」の進捗状況（令和5年度末時点）

I 概 要

大阪市では、市民が本市に暮らすことの満足度を向上させるため、生産性向上の視点を踏まえ、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざす計画として、令和2年4月に「市政改革プラン 3.0」を策定しました。また、令和4年3月には、前半2年間の進捗状況や、取組を進めるにあたっての課題等に適切に対応していく必要があることから、後半2年間の市政改革の推進に向けてこのプランを見直し、「市政改革プラン 3.1【市政改革プラン 3.0 の中間見直し版】」を策定しました。

この「市政改革プラン 3.1」では、令和2年度から令和5年度までを取組期間とし、「生活の質（Q o L¹）の向上を実感できる形でのICT²活用推進」「官民連携³の推進」「効果的・効率的な行財政運営」「ニア・イズ・ベター⁴の徹底」「人材育成・職場力の向上」「働き方改革」の6つの柱のもとに、41件の目標を設定し、改革を推進しました。

「市政改革プラン 3.1」に掲げた取組については、毎年度末に進捗状況を点検し改善を図るなど、PDCA⁵サイクルを推進していくこととしており、この度、取組期間の最終年度である令和5年度末時点の状況について、各所属での自己点検を行い、さらに、大阪市改革プロジェクトチームにおける所属横断的観点による点検・評価を経て取りまとめました^{※1}。

令和5年度において、改革の柱1「生活の質（Q o L）の向上を実感できる形でのICT活用推進」では、令和4年度に策定した「Re-Design おおさか～大阪市DX⁶戦略～」を全庁横断的に推進するため、DX推進体制（市長を本部長とする大阪市DX推進本部）を確立するなど様々な取組を行い、7件全ての目標を達成しました。

改革の柱2「官民連携の推進」では、水道事業において基幹管路の更新にPFI⁷手法を活用した「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」に係る事業者選定を行い、事業開始に向けた契約締結を実施するなど、6件の目標の内5件達成しました。

改革の柱3「効果的・効率的な行財政運営」では、施設のあり方検討のための試行ガイドラインを活用して、施設の分析・評価等を実施し、将来の施設の方向性を検討するなど、10件の目標を達成しました。

次に、改革の柱4「ニア・イズ・ベターの徹底」では、区長会議において、「区CM

¹ Quality of Life の略。ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと

² Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと

³ 行政と民間が連携して、それぞれの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの

⁴ 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方

⁵ 施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法

⁶ デジタルトランスフォーメーション。一般的には「新たな価値を創造することを目的に、デジタル技術の駆使によって既存の枠組みを変化させること」をいう

⁷ Private Finance Initiative の略。行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法

⁸事業のPDCA」の仕組みの運用状況について振り返った結果を関係所属に周知し実践の徹底を行うなど取組を進め、4件全ての目標を達成しました。

また、改革の柱5「人材育成・職場力の向上」では、自主的・主体的に行動することができる職員を育成するため、とりわけ、デジタル技術の活用力は必要不可欠であることから、DX基礎研修を実施するなど、取組を進めましたが、目標は未達成となりました。さらに、改革の柱6「働き方改革」では、働き方改革のビジョンとなる「働き方改革の実施方針」に基づき、テレワーク⁹等の各種制度による柔軟な働き方の推進等に取り組み、目標を達成しました。

その結果、評価可能な令和5年度目標29件^{※2}のうち、2件は「未達成」となったものの、27件が「達成」となりました。

※1 本冊子に記載の「5年度実績」等の各項目は、評価基準となる令和6年3月31日時点の内容で掲載しています。

※2 「未収金対策の強化」について集計中のため、評価可能な目標から除外しています。

⁸ 地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24の「区シティ・マネージャー（区CM）」職を設置し、24区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。

⁹ ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと

Ⅱ 目標の達成状況

41 件の目標について、16 ページ以降に進捗状況を明らかにするとともに、令和 5 年度末現在で評価可能な 29 件※の令和 5 年度の目標について達成状況を評価しました。また、全ての項目について令和 5 年度の主な取組実績や取組期間の成果、今後の方向性も併せて記載しています。

※ 残る 11 件は令和 4 年度までに目標達成済で、「未収金対策の強化」について集計中のため、評価可能な目標から除外しています。

○ 改革の柱ごとの主な状況

令和 5 年度の主な状況は次のとおりです。

[評価結果一覧]

(令和 6 年 3 月末現在)

改革の柱	評価結果の区分	評価可能な令和 5 年度目標	
		達成	未達成
1 生活の質（ＱｏＬ）の向上を実感できる形でのＩＣＴ活用推進	7	7	0
2 官民連携の推進	6	5	1
3 効果的・効率的な行財政運営	10※	10	0
4 ニア・イズ・ベターの徹底	4	4	0
5 人材育成・職場力の向上	1	0	1
6 働き方改革	1	1	0
計	29	27	2

※「未収金対策の強化」について集計中のため、評価可能な目標から除外しています。

【改革の柱 1】生活の質（ＱｏＬ）の向上を実感できる形でのＩＣＴ活用推進

「ＤＸ推進を視野に入れたデジタル技術の活用」（p 16～20）については、行政オンラインシステムの拡張機能を追加するなどの取組を進めた結果、行政手続きのオンライン化件数（累計）は、目標の約 1,000 件に対し実績 1,315 件となりました。

また、令和 4 年度に策定した「Re-Design おおさか～大阪市ＤＸ戦略～」を全庁横断的に推進するため、ＤＸ推進体制（市長を本部長とする大阪市ＤＸ推進本部）を確立しました。さらに、日時を問わず水道利用者が必要な情報を入手できる環境を整備するため、水道利用者専用サイト「マイページ」の運用を開始（令和 6 年 1 月）するなど、4 件の目標を全て達成しました。

「市民利用施設に係る手続きの利便性向上」（p 21）については、実施計画に基づき、各施設の特性に応じた予約等の手続きについて、各指定管理者と調整や協議のうえ 2 施設のオンライン化を実施し、目標を達成しました。

「多様な公共料金等支払手段の整備」（p 22）については、「多様な公共料金支払手段の整備実施計画」に基づき取り組み、屋内プール 5 施設において整備を行い、目標を達成しました。

「大阪港の物流円滑化の推進」（p 23）については、夢洲のコンテナターミナルにお

いてCONPAS¹⁰の本格運用を開始し、目標を達成しました。

【改革の柱2】官民連携の推進

「水道」(p24)については、基幹管路の更新にPFI手法を活用した「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」に係る入札公告を行い、事業者選定、事業開始に向けた契約締結を実施しました。

「保育所」(p29)については、令和7年度に民間移管及び民間委託予定の4箇所について公募を実施し、移管先及び委託先法人を決定しました。

「一般廃棄物(収集輸送)」(p30～31)については、職員数の減員に合わせ、城北環境事業センター・中部環境事業センター・中部環境事業センター出張所の資源ごみ・容器包装プラスチック収集及び東北環境事業センターの古紙・衣類収集を令和5年4月から民間委託しました。

「市場(本場・東部市場)」(p32)については、「大阪市中心卸売市場経営計画2021」に基づき、業務委託化を含む経営の健全性の確保に向け、取組を実施しました。

「PPP¹¹/PFIの活用促進」(p35～36)については、職員向け研修として、「官民連携研修」「eラーニング研修」を実施するなどの取組を行った結果、「事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合」が、目標の80%に対し81.2%となり、目標を達成しました。

上記5項目については目標達成となった一方、「幼稚園」(p27～28)については、民営化に向け、関係区・関係先との間で調整を進めましたが、新たに具体化が可能な園を決め、今後の進め方の方針を策定するまでには至らず、未達成となりましたが、今後も、令和6年度から令和9年度の新たな計画として策定した「新・市政改革プラン」において、関係区・関係先との調整を行い、具体化が可能となった園から順次、個々の進め方の方針を策定し、民営化の取組を進めていきます。

【改革の柱3】効果的・効率的な行財政運営

「業務改革の推進」(p37～38)については、「市政改革に関する職員提案」において、庁内会議の見直しに向けた「スマート会議・スマートe-会議」の取組や総務事務システムの市内等出張交通費請求事務の効率化など、簡素化・効率化に資する提案を実現し、目標を達成しました。

「自治体システム標準化¹²に伴う業務改革」(p39～40)については、システム標準化に向けた合同テスト計画書及び合同移行計画書を策定し、関係所属において、現行システム調査、Fit&Gap分析¹³、BPR¹⁴を実施しました。また、区役所業務集約化については、区役所業務集約化等基本方針を取りまとめ、当該基本方針に基づき、先行

¹⁰ Container Fast Pass の略。コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることでコンテナ物流の効率化及び生産性の向上を実現することを目的とした新たな港湾情報システム

¹¹ Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの

¹² 作業要領書などの整備を徹底し、作業効率を向上させるとともに、担当者間のムラ及び変化点(引継ぎや制度改正など)に関するリスクの低減を図ること

¹³ 情報システムを導入する際に、情報システムに対するニーズと、情報システムの機能がどれだけ適合(フィット)し、どれだけ乖離(ギャップ)しているかを分析すること

¹⁴ Business Process Re-engineering の略。現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの

検討テーマをはじめ、対象事務について検討を進め、2つの目標を全て達成しました。

「持続可能な施設マネジメントの取組の推進」(p 42~44)については、新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の取組を継続して実施するとともに、施設のあり方検討のための試行ガイドラインを活用して、施設の分析・評価等を実施し、将来の施設の方向性を検討しました。また、「空き施設等活用方針」に基づき、空き施設の調査・活用方針の整理などの取組を継続して実施し、3件の目標を全て達成しました。

「大規模事業等のリスク管理」(p 45~46)については、10億円以上の大規模事業等に関わる5所属(令和5年度末現在)において、財務リスクの管理について、組織的・自律的に事業所管所属において継続実施し、目標を達成しました。

「施策・事業の見直し」(p 47~48)については、新公会計制度の財務諸表データを活用したフルコストによる事業評価の仕組みの運用を実施し、目標を達成しました。

「人員マネジメントの推進」(p 49~50)については、令和元年10月時点の技能労務職員数と比較して、令和5年10月時点の削減目標の▲400人に対し▲408人となり、目標を達成しました。

「未利用地の有効活用等」(p 51~52)については、精査した未利用地の状況について一覧表を公表するとともに、資産流動化プロジェクト用地チーム(以下「用地PT」という。)ヒアリングにおいて未利用地の商品化作業の進捗管理を行いました。

また、区役所が進める未利用地を活用したまちづくりに関して、総合的な調整、積極的なサポートを実施するなどの取組を進めた結果、目標の売却収入額60億円に対し、実績が327億円(累計650億円)(決算見込)となり、目標を達成しました。

【改革の柱4】ニア・イズ・ベターの徹底

「地域活動協議会¹⁵(以下、「地活協」という。)による自律的な地域運営の促進」(p 55~58)については、地域住民と企業・事業所・個人が、今後の新たな地域活動の連携に繋がるきっかけを作り、新たな地域人材の拡充に向けた支援を一部の区で行うなど、地域の実情に即したきめ細かな支援を行ったほか、地活協の意義や機能の理解促進等に取り組みました。

その結果、「地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合」が目標の90%に対し92.7%となり、目標を達成しました。

「区CM¹⁶制度の充実、更なるニア・イズ・ベターの追求」(p 59~60)については、区長会議において、「区CM事業のPDCA」の仕組みに係る運用状況の振り返り結果を周知し実践の徹底を行うとともに、「ニア・イズ・ベターの徹底に向けた区・局の連携推進方針」を改正し、局の次年度予算の要求に係る区長会議の関わりについての記載の明確化を図りました。

その結果、「関係所属において区CM事業のPDCAが適切に行われ、制度の趣旨

¹⁵ 概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み

¹⁶ 地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24の「区シティ・マネージャー(区CM)」職を設置し、24区長をもって充てる(兼務する)旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。

に即した運用が徹底されていると評価している区長（区CM）の割合」については24区長全員が「徹底されている」と評価し、「ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区CM権限等の整理や区・局の連携の推進が適切に図られていると考える区長（区CM）の割合」についても24区長全員が「適切に図られている」と評価し、目標を達成しました。

また、「区役所業務の更なる改善の推進」（p61）についても、区役所業務に係る改善本部のもと、策定された標準化計画により、標準化した業務のモニタリングを行い、目標を達成しました。

【改革の柱5】人材育成・職場力の向上

「次代を担う職員の育成」（p62～63）については、複雑化・多様化する行政課題に対応できる専門性のある職員や自主的・主体的に行動できる職員を育成する必要性が高まっており、とりわけ、デジタル技術の活用力は必要不可欠であることから、積極的にDX推進に取り組む姿勢・能力を養うため、全職員を対象としたDX基礎研修を実施しました。

また、民間企業との人事交流研修を拡充したほか、問題解決に資する研修を実施する等の取組を進めましたが、『状況に応じて、リーダーシップを発揮している』かつ『困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい』に、『思う』『やや思う』と回答した係長級以上の職員の割合」が目標の66%に対し65%となり、未達成となりました。

『組織から求められる役割を理解している』かつ『困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい』に『思う』『やや思う』と回答した係員の割合」についても、目標の80%に対し79.8%と及ばず、未達成となりました。

今後も、「新・市政改革プラン」において、引き続き「大阪市人材育成基本方針」のもと、自主的・主体的に行動し、複雑化・多様化する行政課題にも対応できるよう、任用、人事評価、研修等の様々な人事制度を活用し、専門性やチャレンジ精神のある職員の育成・支援に取り組んでいきます。

【改革の柱6】働き方改革

「働き方改革の推進」（p64～66）については、働き方改革のビジョンとなる「働き方改革の実施方針」に基づき、時差勤務制度の拡充、テレワーク制度の拡充、育児職免の拡充、フレックスタイム制の導入等を行い、目標を達成しました。

Ⅲ 取組期間の成果

各取組項目について、取組期間中の達成状況や主な成果は、以下のとおりです。「市政改革プラン 3.0/3.1」においては、取組期間中、41 件の目標を掲げ、改革を推進してきました。その結果、38 件の目標を達成し、市民の暮らしの満足度の向上において、一定の貢献を果たすことができました。

【改革の柱 1】生活の質（Q o L）の向上を実感できる形での I C T 活用推進

1 D X 推進を視野に入れたデジタル技術の活用

- ・ 平成 30 年 5 月に定めた「行政手続きオンライン化推進計画」に基づき、令和 2 年 8 月に「大阪市行政オンラインシステム」の運用を開始した。
- ・ 令和 3 年 4 月にはスマートフォンで電子署名を行えるスマホアプリ¹⁷「スマート O S A K A」をリリースするとともに、行政オンラインシステムの拡張機能を追加するなどの取組を進めた結果、行政手続きのオンライン化件数（累計）は、目標の約 1,000 件に対し実績 1,315 件となり、目標を達成した。
- ・ 令和 4 年 4 月に大阪市システム刷新計画を策定し、社会のニーズに合ったサービスの基盤となる自治体情報システムの整備を達成するための取組を推進した。
- ・ 令和 5 年 3 月に「Re-Design おおさか〜大阪市 D X 戦略〜」を策定し、取組を推進した。
- ・ D X 推進体制（市長を本部長とする大阪市 D X 推進本部）を確立した。
- ・ 都市インフラ分野の関係所属により構成する都市・インフラ D X 推進検討会において、3 次元データ活用に関する勉強会を開催する等、関係所属や民間企業との意見交換や情報共有を通して、データの利活用方法の検討等を実施した。
- ・ データの可視化によるデータ活用推進として、統計加工した行政データを全庁的に活用できる環境を構築した。あわせて、将来的なデータ活用のあり方や取組の方向性などを示すデータ活用方針を策定した。
- ・ 区役所においては、ホームページの充実など、日時を問わず市民が必要な情報を入手できる環境の整備を図った。
- ・ I C T を活用した住民情報業務に係る来庁前予約の仕組みや行政オンラインシステムを活用した母子健康手帳交付予約の仕組みを全区で導入した（導入予定含む）。
- ・ I C T リテラシー¹⁸学習機会の拡充促進の取組を全区で実施した。
- ・ 子育て中の保護者がスマートフォンで閲覧することを想定した年齢別子育て情報ホームページを全区で開設した。
- ・ 水道利用者専用サイト「マイページ」について令和 6 年 1 月に運用を開始した。
- ・ 水道局において、I V R¹⁹を活用し、水道利用者サポートページ「チャットボット²⁰」を案内するための S M S 連携サービスの運用を令和 4 年度に開始した。

¹⁷ アプリケーションソフトウェアの略。コンピュータで、使用者の業務の目的に応じて使うソフトウェアをさす。スマホ向けや事務作業向けの汎用的なものから、特定業務に特化して開発された業務用アプリケーション等がある。

¹⁸ 情報処理・情報通信における技術・産業・設備・サービスなどを活用できる能力・知識

¹⁹ Interactive Voice Response の略。音声自動応答システムのこと

²⁰ 「チャット（会話）」と「ロボット」を掛け合わせた用語。質問の意味を AI を用いて理解し、あらかじめ設定した質問回答を利用して回答するプログラム

2 市民利用施設に係る手続きの利便性向上

- ・ 施設所管所属に取組推進に係る照会等及び各施設のオンライン化目標の設定に係るヒアリングを実施した。ヒアリング結果や各所属との調整により、各施設の特性を踏まえたオンライン化目標を設定し、実施計画に基づきオンライン化を推進した。
〈利用手続きのオンライン化施設〉
令和2年度 4施設（クレオ大阪）
令和3年度 34施設（33施設：区役所附設会館（区民センター等）、1施設：社会福祉・研修情報センター）
令和4年度 実施計画に基づきオンライン化を推進した
令和5年度 2施設（中央公会堂及び住まい情報センター（貸室部分））

3 多様な公共料金等支払手段の整備

- ・ 令和2年度に各年度の目標を含む実施計画（「多様な公共料金支払手段の整備」実施計画）を策定した。令和5年度末時点で、実施計画対象施設 86施設・3公共料金中、75施設・2公共料金について整備を実施した。

4 大阪港の物流円滑化の推進

- ・ 夢洲のコンテナターミナルにおいて、CONPAS試験運用（輸入・輸出）を実施し、令和5年度より本格運用を開始した。
※令和4年3月の「市政改革プラン3.0」の中間見直しにおいて、取組項目として新設

【改革の柱2】官民連携の推進

1 各事業の経営システムの見直し

（1）水道

- ・ 令和4年度に、市場調査を実施し、意見交換等を通じて確認できた事項を踏まえつつ、新たな官民連携プランとして、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）」について」を策定した。
- ・ 令和5年度は、水道基幹管路耐震化PFI事業に係る入札公告を行い、事業者選定、事業開始に向けた契約締結を実施した。

（2）工業用水道

- ・ 令和4年度からの公共施設等運営権制度²¹の導入に向け、事業者選定（優先交渉権者への運営権の設定、実施契約締結等）に係る手続きを実施した。
- ・ 公共施設等運営権の設定議決、事業者への事業継承、工業用水道事業給水条例停止の議決を経て、「大阪市工業用水道特定運営事業等」を開始した。

²¹ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者を設定する制度のことをさす。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）において平成23年に定められた概念である。

(3) 下水道

- ・ 民間活用の実現可能性が高い事業領域に該当する施設を「汚泥処理炉²²」とし、P F I 手法による事業実施を行うこととし、P F I 事業に係る実施方針及び特定事業の選定・公表を行った。
- ・ 令和4年度に事業契約を締結し、事業を開始した。

(4) 幼稚園

- ・ 令和4年度に園児募集を停止した大阪市立六反幼稚園を令和5年度末に廃園とした。
- ・ 令和元年10月より3～5歳児の保育料が無償となり、保育ニーズの高まりや保護者の選択肢の拡大とともに、市立幼稚園の園児数は減少傾向が続いていることから、各園の状況や地域ニーズを把握するため、廃園予定園を除く対象51園の調査を進めた。

(5) 保育所

- ・ 令和2～5年度も公立保育所の民営化に取り組み、4年間で民間移管2箇所、民間委託5箇所を実施した。
- ・ その結果、公立保育所の直営数は、60箇所（令和2年4月1日時点）から53箇所（令和6年4月1日時点）となった。なお、53箇所のうち8箇所は民営化手続中である。

(6) 一般廃棄物（収集輸送）

- ・ 家庭系ごみ収集輸送事業における更なる経費の削減のため、職員数の減員にあわせ、4年間で17区の資源ごみ・容器包装プラスチック収集、2区の古紙・衣類収集の民間委託化を拡大したほか、令和3年3月末には、北部環境事業センターを廃止（令和3年4月に東北環境事業センターへ移管統合）した。
- ・ また、更なる効率的な運営による市民サービスの質的向上のため、令和3年7月に普通ごみの午前収集地域を拡大した。

(7) 市場（本場・東部市場）

- ・ 令和4年度に、最適な市場運営のあり方について、「業務委託化を引き続き進めることで経営の効率化を図ること」を本市の方針として決定した。
- ・ 「大阪市中心卸売市場経営計画2021」の目標（資金不足比率を20%未満に抑制）について、取組期間において達成（令和5年度は見込）しており、市場事業会計の健全性を確保することができた。

²² 下水処理の過程で発生する汚泥を減量化して、資源化する施設

(8) 市営住宅

- ・ 市営住宅維持管理業務に係る事業者選定において競争性を確保するため、管理代行制度²³に基づく随意契約に代え、令和3年4月に指定管理者制度²⁴を導入した。

(9) 動物園

- ・ 天王寺動物園の地方独立行政法人²⁵化に向けて、法人の組織体制を決定し、中期目標、権利承継、重要な財産を定める条例及び職員引継条例を制定し、令和3年4月に地方独立行政法人天王寺動物園を設立した。

2 最適な民間活力の活用手法の導入

(1) P P P / P F I の活用促進

- ・ 他都市等の先進事例に学ぶことなどを通じて官民連携に関する職員の知識・スキルの向上を促し、率先して行動できる人材を育成するため、職員向け研修を実施し、民間活力の活用の積極的な検討・導入につなげた。
- ・ 「大阪市P P P / P F I 手法導入優先的検討規程」を踏まえ、適切なタイミングで検討を実施するとともに、P F I 手法を選択した事業において、検討会議の開催を経ながら導入手続きを計画的に進めることで、最適な民間活力の活用手法の検討・導入を進めた。

【改革の柱3】効果的・効率的な行財政運営

1 質の高い業務執行

(1) 業務改革の推進

- ・ 市民の負担軽減とオンライン化推進のため、「大阪市押印見直し方針」を策定し、申請書等の押印廃止に向けた取組を実施した。
- ・ 業務運営上の課題解決のため、「市政改革に関する職員提案」を実施し、各提案内容に対して、関係所属の意見等を踏まえて点検・精査を実施するとともに、運営方針の様式の簡素化による業務の負担軽減、庁内会議の見直しに向けた「スマート会議・スマートe - 会議」の取組、総務事務システムへの新機能追加による市内等出張交通費請求事務の効率化など、各所属において、実現可能性のある提案に順次取り組んだ。

²³ 事業主体以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理権限を代行する制度

²⁴ 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度

²⁵ 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人

(2) 自治体システム標準化に伴う業務改革

- ・自治体システム標準化については、計画どおり、令和4年度には全体移行計画書を、令和5年度には合同テスト計画書及び合同移行計画書を策定し、標準化関係所属においては令和4・5年度に現行システム調査、Fit&Gap分析、BPRを実施した。
 - ・令和4年度に標準化関係所属に業務フローツールを導入、業務フローを作成する上でのルールブックを作成し、規格の統一を図るとともに、令和5年度についても現行業務のフローや課題の可視化を行った。
 - ・区役所業務集約化については、区役所業務集約化等推進会議のもと、集約化検討対象業務の精査、集約化に向けた課題抽出等を行ったうえ、区役所業務集約化等基本方針を取りまとめた。(令和5年8月)
 - ・区役所業務集約化等基本方針に基づき、先行検討テーマをはじめ、対象事務について検討を進めた。
- ※ 令和4年3月の「市政改革プラン3.0」の中間見直しにおいて、取組項目として新設

(3) 最新技術を活用した維持管理業務等の効率化

- ・防潮堤の点検業務において、ドローンを活用して令和3年度に15kmの範囲で運用を実施した。
- ※ 令和4年度以降は所属マネジメントのもと実施した。(本プランとしては取組終了)

2 施設・事業の適切なマネジメント

(1) 持続可能な施設マネジメントの取組の推進

- ・令和3年度から一般施設²⁶・賃借施設の基本情報、地図情報、資産カルテ及び市設建築物²⁷情報マップ(マップナビおおさか)を公表した。その後は継続的に情報を更新することとしている。
- ・また、将来世代まで持続可能な施設のあり方を考えていく上での基礎資料とするため、令和3年度に「大阪市市設建築物(一般施設)の現状」を取りまとめ公表した。
- ・持続可能な施設マネジメントの取組に向けて、令和4年度に施設の分析・評価等を行うための基本的な考え方や検討すべき事項等を示す試行ガイドラインを作成した。令和5年度には、試行実施及び事例等調査の結果を踏まえ、課題対応集を取りまとめ、複合化等を推進するための考え方や手順(素案)を作成した。

²⁶ 市設建築物のうち、学校施設、市営住宅及び特別会計施設を除く施設

²⁷ 教育・文化・スポーツ施設や庁舎、学校施設、市営住宅など、大阪市が保有する建築物

- ・市設建築物の有効活用に向けて、施設所管所属が主体的に検討・調整を推進しやすい環境を整備するため、令和２年度に「空き施設等活用方針」を策定した。空き施設に関する情報を一元的に集約し、「空き施設等活用方針」に基づき、空き施設の有効活用の検討を実施した。

(2) 大規模事業等のリスク管理

- ・大規模事業等の実施に伴う「リスク管理の仕組み」を構築し、大規模事業等に関わる所属に導入を図ったことにより、事業所管所属における組織的・自律的なリスク管理を行う体制が一定整った。
- ・これまでに事業費が増加した原因の検証結果や、有識者の意見を踏まえ、リスク管理の標準的な流れ・考え方等を「大阪市リスク管理ガイドライン」として取りまとめ、広く公表した。

3 効率的な行財政運営

(1) 施策・事業の見直し

- ・施策・事業の見直しにあたって、「新公会計制度による財務諸表データを活用した検証シート」を活用し、フルコスト比較による事業評価を行うなど、有効性や効率性の視点で検証や見直しを実施する仕組みを構築し、運用した。また、施設のあり方検討において、新公会計制度に基づくコスト情報を活用した。
- ・各所属長のマネジメントによる見直しを促進するため、予算編成時のシーリングの設定により選択と集中に取り組んだ。

(2) 人員マネジメントの推進

- ・委託化、効率化を図りながら適正に人員マネジメントに取り組み、技能労務職員の削減を進めたことにより、目標（400人削減）を達成した。
- ・将来にわたって最低限必要となる部門ごとの技能労務職員数の精査及び今後の採用のあり方を定めた。
- ・災害時対応などの公の責務を果たすという観点から、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、令和５年度から採用を再開した。

(3) 未利用地の有効活用

- ・用地ＰＴヒアリングにおいて、売却までの商品化²⁸作業等の進捗管理を行うことなどにより計画的な売却に取り組み、目標として設定した売却収入額を毎年度達成してきた。
- ・とりわけ、区役所における未利用地を活用したまちづくりについての総合的な調整や、用地ＰＴにおいて活用にあたっての課題整理等を行う事前審査（フィルタリング）等の積極的なサポートが実を結び、結果として目標達成に大きく貢献した。

²⁸ 土地の売却前に、土地の測量、隣接地との境界確定、残地物や越境物（ブロック塀等）の除去、土壌汚染や地下埋設物等の調査を行い、売却が可能な状態にすること

- ・ また、商品化までに時間を要する未利用地についての課題整理に取り組み、処分までの間の暫定的な有償貸付けに向け積極的な情報発信等を行うとともに、防災拠点機能等を継続する必要がある学校跡地については、令和4年度から定期借地制度等による貸付けを可能とするよう制度の見直しを行い、有効活用を図るための各種支援等を行った。

(4) 未収金対策の強化

- ・ 未収金残高については、平成19年度決算時に796億円あったものが、未収金対策により本取組期間開始前の令和元年度決算時には397億円まで圧縮していたところであり、引き続き取り組むとした本取組期間においても令和4年度決算では357億円と令和4年度の単独年度の目標においては未達成となったものの着実に圧縮している。これは、未収金対策について、副市長をトップとする大阪市債権回収対策会議等によるPDCAサイクルの観点に立った進捗管理や総括的指導のもと各債権所管において未収金対策の取組が強化されたこと、市債権回収対策室が実施する重複滞納事案の滞納整理が進んだこと及び各債権所管の自主・自律に向け、研修等を通じた徴収事務担当者の育成や法律相談を通じた所属への支援の取組が浸透してきたことによるものである。
- ・ 令和5年度においては、当初目標（343億円）を徴収率の上方修正により、未収金残高目標を339億円と改めたうえ、引き続き未収金対策に取り組んできたところである。（令和6年8月下旬確定予定）

【改革の柱4】ニア・イズ・ベターの徹底

1 地域活動協議会による自律的な地域運営の促進

- ・ 地域の実情に即したきめ細かな支援について、各区において構成団体アンケート等を活用し、地域住民のニーズの把握に努め、地域実情に応じた活動内容の充実に向けた支援を実施した。また、町会加入促進に向けた各区の取組内容を共有するとともに、加入促進に戦略的に取り組むため区長会議において「大阪市町会加入促進戦略」を策定した。
- ・ 地活協の意義・求められる機能の理解促進については、各区において区民アンケートを活用し、分析を行い、転入者に向けた情報発信やSNS等を活用するなど効果的な広報を行い、地活協の意義・求められる機能の理解促進に努めた。
- ・ 区の状況に応じた支援の実施については、構成団体アンケートや地活協の取組状況を分析し、区の実情に応じた支援内容の充実を図った。

2 区CM制度の充実、更なるニア・イズ・ベターの追求

- ・ 区長（区CM）の権能のあり方の整理を踏まえて策定した「ニア・イズ・ベターの徹底に向けた区・局の連携推進方針」に基づき、区・局の一体的な行政運営を促進した。
- ・ 行政区の今後のあり方について、議会からの要請に応じて説明等を行うための窓口として、情報提供等の対応を行った。

3 区役所業務の更なる改善の推進

- ・ プランに掲げる対象とする区役所業務について、国における自治体システム標準化の進捗を待つ必要のある事項を除き、保育施設等一斉入所のオンライン予約の全区での開始など、局と区役所が連携して継続的な業務改善が図られている状態の確立を図った。

【改革の柱5】人材育成・職場力の向上

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の実施手法に大幅な見直しが必要となったことから、研修内容に応じてオンライン研修やeラーニングシステム、動画配信を適切に活用するなど、時間や場所に捉われない、効率的・効果的な人材育成に取り組んだ。
- ・ 自己啓発講座について、幅広い視野や多様な知識を身につける機会を設けるため、令和3年度は2講座のところ、14講座と拡充し、受講者数が年々増加するなど、自ら学び考え行動する「自律した職員」の育成について、一定の成果を出している。
- ・ 令和5年度においては、令和5年3月策定の「大阪市DX戦略」を踏まえ、全職員を対象としたDX基礎研修や全課長級を対象としたDXマネジメント研修を実施した。また、定年引上げ等に伴う役割や環境変化への対応力を身に着けるためキャリアデザイン研修を拡充するなど、研修の目的や内容、受講生の属性に応じた研修を実施した。
- ・ また、職員による改善、問題解決や新たなチャレンジを促すため、業務改善や問題解決に資する取組事例や手法について、職員向けeラーニング研修等を実施した。
- ・ これら取組により、当初の令和5年度目標（係長級以上60%）を令和4年度、令和5年度と2年連続で達成しており、目標を上方修正するなど、次代を担う職員の育成について、一定の成果を上げることができた。

【改革の柱6】働き方改革

- ・ PCログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、各所属の時間外勤務の状況に応じてヒアリングを実施するなど、長時間労働の是正を図った。
- ・ テレワーク等の各種制度による柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、関係所属によるワーキンググループを開催し、職員の意識調査を行うなど、全庁横断的な取組に向けた検討を行った。
- ・ 令和4年度に副市長をトップとした大阪市働き方改革プロジェクトチームを設置し、働き方改革のビジョンとなる「働き方改革の実施方針」を策定し、方針に基づき各取組の導入検討を行い、導入可能なものから順次運用を開始した。
- ・ 生産性の向上や働き方改革の観点から、庁内会議の見直しについて、効率的な会議をめざす「スマート会議・スマートe-会議」の取組を進めた。

Ⅳ 項目ごとの進捗状況

令和5年度目標の達成状況については、次の考え方により評価しました。

「5年度目標の評価」欄において、「達成」・「未達成」の2つの区分で評価

- ・目標が数値化されているもの

- 目標値と実績値を比較し、目標を達成しているかどうかを評価

- ・目標が数値化されていないもの

- 「目標」欄に掲げられた事項を実現できているかどうかを評価

年月及び年度の表示については、和暦（元号）によるものとしますが、元号表記は省いております。

- ・年月

- 例：平成30年、平成31年4月 ⇒ 30年、31年4月

- 令和元年5月、令和5年 ⇒ 元年5月、5年

- ・年度

- 例：平成29年度、平成30年度 ⇒ 29年度、30年度

- 令和元年度、令和5年度 ⇒ 元年度、5年度

【改革の柱1】生活の質（QOL²⁹）の向上を実感できる形でのICT³⁰活用推進

柱1-1 DX³¹推進を視野に入れたデジタル技術の活用

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
行政手続きのオンライン化件数 2年度 199件（現行電子申請システムから移行される手続きを含む） 3年度 約500件（累計） 4年度 約700件（累計） 5年度 約1,000件（累計）	1,315件（累計）	達成
4年度 「（仮称）大阪市DX戦略」策定 5年度 DX推進体制の確立	・DX推進体制（大阪市DX推進本部）の確立	達成
5年度 水道利用者専用サイト「マイページ」運用開始	・水道利用者専用サイト「マイページ」の運用開始（6年1月）	達成
4年度 情報システムの刷新計画策定及び計画の実行 5年度 システム刷新計画に基づく対応の実施（継続）	・システム刷新計画に基づく対応の実施	達成

5年度取組の実施状況

5年度取組内容	5年度の主な取組実績
(1)①「行政オンラインシステム」を活用した利便性の向上 ・行政手続きのオンライン化の促進のため、利便性の向上に資する行政オンラインシステムの拡張機能を追加していく。 ・「スマート申請」を全区導入する。 ・介護に関する手続きについて、オンラインで代理申請を受付できるよう支援する。	・行政手続きのオンライン化の促進のため、利便性の向上に資する行政オンラインシステムの拡張機能を追加した。 ・5年9月に、全区において「スマート申請」を導入した。 ・全所属に対して5年4月21日付けで「行政手続のオンライン化に係る代理申請及び関係法令の遵守について（依頼）」を発出し、窓口における対面申請で代理申請の実績がある場合は、電子申請においても代理申請を設定するよう検討を促すとともに、設定方法のマニュアルを周知するなどの支援を実施した。なお、介護に関する手続きについては、オンライン化を開始するなど支援を実施した。

²⁹ Quality of Life の略。ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと

³⁰ Information and Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術のこと

³¹ デジタルトランスフォーメーション。一般的には「新たな価値を創造することを目的に、デジタル技術の駆使によって既存の枠組みを変化させること」をいう

(1)②市民の利便性向上に向けた来庁前予約システム活用検討の推進 ・ I C Tを活用した来庁前予約の仕組みの各区導入・活用を推進する。	・ I C Tを活用した住民情報業務に係る来庁前予約の仕組みに関し、5年度の各区の取組状況を取りまとめた（5年度末時点で全区で導入済）。 ・ 行政オンラインシステムを活用した母子健康手帳交付予約の仕組みに関し、5年度の各区の取組状況を取りまとめた（5年度末時点で全区で導入済（導入予定含む））。
(1)③日時を問わず市民が必要な情報を入手できる環境の整備 ・ 日時を問わず市民が必要な情報を入手できる環境の整備に向けた各区の効果的・効率的な取組を推進する。 ・ 「マイページ」と他システムとの各種連携テストを実施し、日時を問わず水道利用者が必要な情報を入手できる環境整備として、水道利用者専用サイト「マイページ」の運用を開始する。 ・ 電子決済機能については、「マイページ」の開発と並行して連携する他システムの改修を行い、6年度中に運用を開始する。	・ 日時を問わず市民が必要な情報を入手できる環境の整備に向け、ホームページの充実など各区の効果的・効率的な取組に関する5年度の状況を取りまとめた。 ・ 6年1月に水道利用者専用サイト「マイページ」の運用を開始した。 ・ 「マイページ」の電子決済機能について、6年度中の運用開始に向け、「マイページ」及び連携する他システムの改修に係る仕様書の作成を行った。
(1)④ I C Tリテラシー³²の向上や支援体制の充実 ・ 地域資源を活用した I C Tリテラシー学習機会の促進の事例など各区・地域の特性・実情に即した取組を推進する。	・ I C Tリテラシー学習機会の拡充促進の取組が全ての地域単位で実施できている状態をめざし、計画を立てて進めるとして、5年度の各区の取組状況を取りまとめた（5年度末時点で全区で取組実績あり）。
(1)⑤モバイルファースト³³にも配慮したサイト構築の推進 ・ 年齢別子育て情報ホームページに係る区独自情報の追加など各区の特性・実情に即した取組を推進する。	・ 年齢別子育て情報ホームページに係る区独自情報の追加など各区の特性・実情に即した取組を推進した。
(1)⑥災害時避難所運営の効率化に向けた I C T活用の推進 ・ 市防災情報システムの活用を前提に、避難所運営の効率化の観点から効果的・効率的な I C Tの活用方法について、検討を進める。	・ 検討の結果、市防災情報システムを活用することで、多くの労力を要する避難者数などの情報の集約が省力化されるなど、避難所運営の効率化が図られるとの結論に達した。

³² 情報処理・情報通信における技術・産業・設備・サービスなどを活用できる能力・知識

³³ スマートフォンやタブレットにおける閲覧のしやすさを考慮してウェブサイト等を作成すること

(2) ①インフラ分野関係局におけるデジタル技術活用策の情報共有 都市インフラ分野におけるデータやデジタル技術を活用した事業の水平展開に向け、関係所属で構成する検討会を立ち上げ、都市・まちDXをはじめとするDXの推進に係る取組について、情報共有を図る。	都市インフラ分野の関係所属により構成する都市・インフラDX推進検討会を立ち上げ、都市・インフラ関連部局のDX推進事業の取組状況や関係する民間企業の技術体験等、都市・まちDXをはじめとするDXの推進に係る取組について、情報共有を図った。
(2) ②データ活用の新たな取組の検討・推進 インフラ分野のデータ活用の促進に向け、関係所属や民間企業との意見交換や情報共有を通して、データのオープンデータ³⁴化や利活用方法を検討する。	都市インフラ分野の関係所属により構成する都市・インフラDX推進検討会において、3次元データ活用に関する勉強会を開催する等、関係所属や民間企業との意見交換や情報共有を通して、データの利活用方法の検討等を実施した。
(2) ③都市やまちのDXの推進に向けた新たな取組の検討・推進 携帯電話GPSデータ分析ツールの活用事例の紹介等により、同ツールの利用拡充を図ることで、人流データの活用を促進するなど、都市・まちDXをはじめとするDXの推進に取り組む。	携帯電話GPSデータ分析ツールの活用セミナーを実施するなど、同ツールの活用を促進し、複数の所属で利活用される等、都市・まちDXをはじめとするDXの推進に取り組んだ。
(2) ④民間企業マッチング等による新事業創出検討 実証実験の結果について、関係所属との意見交換を行い、今後の技術活用の可能性を探る。また、市域における実証実験の実施の促進に向けて、フィールド提供の取組を継続する。	AI³⁵等を活用した画像解析技術に関する実証実験結果について、関係所属との意見交換を行い、今後の技術活用可能性の検討を行った。また同技術に関して市域における実証実験実施の促進に向けて、民間企業や複数の所属と協議を行うなど、継続して取組を実施した。
(3) ①AI等最先端テクノロジーの活用 - 引き続きAIを活用した各種ツールの利用を促進するとともに、ファイル全文検索については、実証利用の結果、導入効果が見込まれるため、5年度から全所属に展開する。 - 専門相談事業における実証については継続して取り組むとともに、得られた知見をもとに他業務への展開を図る。	- ファイル全文検索については、6年3月に全所属向けに展開を実施した。 - AI電話による音声認識技術、自然言語処理³⁶を活用した24時間自動応答について、専門相談事業予約受付での実証を継続するとともに、得られた知見をもとに、5年11月に、区役所法律相談事業予約受付における実証を全区で開始した。

³⁴ 行政が保有する地理空間情報、防災・減災情報、調達情報、統計情報などの公共データを二次利用可能な形（二次利用が可能な利用ルールかつ機械判読に適したデータ形式での公開）で民間へ開放したもの

³⁵ Artificial Intelligence の略。人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術のこと

³⁶ 人間が日常的に使っている言葉や文章データなどをコンピュータに処理させる技術

(3) ②データの可視化によるデータ活用推進 ・個人を特定しない形に加工した住民情報データを全庁的に活用できる環境を構築する。あわせて、本市として将来的なデータ活用のあり方や取組の方向性などを示す方針を策定する。	・個人を特定しない形に加工した住民情報データを全庁的に活用できる行政データビジュアライザー³⁷を構築した。 ・本市として将来的なデータ活用のあり方や取組の方向性などを示すデータ活用方針を策定した。
(3) ③情報システムの刷新によるデジタル化の推進 ・各所属が保有する情報システムの現状及び更新の方向性を確認する調査を実施し、その結果に基づき支援・指導を行う。	・調査を実施した結果、更新時期を迎える情報システムについて、計画に基づき所管所属に対して支援・指導を行い、当該システムのクラウド環境³⁸及びSaaS³⁹利用への移行を進めた。
(3) ④ローコードツール⁴⁰の活用 ・ローコードツールの活用により改善・効率化した事例を創出するとともに、庁内向けに積極的な情報発信を行う。 ・ローコードツールを全庁的に活用していくための運用ルールを整備する。	・5年度から新たなローコードツールを導入し、本格的な運用を開始するとともに、ローコードツールを活用したアプリ⁴¹の運用・開発着手（21業務）を実施した。 ・新たなローコードツールを全庁的に活用していくための運用ルールを整備するとともに、各所属における活用事例を共有するなど機運醸成の取組を推進した。

³⁷ 統計加工した行政データをグラフ等の形で組織横断的に共有・可視化・分析するシステム

³⁸ 従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、インターネットなどのネットワークを通じて、利用者にサービス提供できる環境

³⁹ Software as a Service の略。クラウド上に用意されたサービスや機能をネットワークを通じて利用できるサービスのこと

⁴⁰ 専門知識がなくてもアプリ開発が容易になるツール

⁴¹ 「アプリケーションソフトウェア」の略。コンピュータで、使用者の業務の目的に応じて使うソフトウェアをさす。スマホ向けや事務作業向けの汎用的なものから、特定業務に特化して開発された業務用アプリケーション等がある。

取組期間（２～５年度）の成果

- ・30年5月に定めた「行政手続きオンライン化推進計画」に基づき、2年8月に「大阪市行政オンラインシステム」の運用を開始した。
- ・3年4月にはスマートフォンで電子署名を行えるスマホアプリ「スマートOSAKA」をリリースするとともに、行政オンラインシステムの拡張機能を追加するなどの取組を進めた結果、行政手続きのオンライン化件数（累計）は、目標の約1,000件に対し実績1,315件となり、目標を達成した。
- ・4年4月に大阪市システム刷新計画を策定し、社会のニーズに合ったサービスの基盤となる自治体情報システムの整備を達成するための取組を推進した。
- ・5年3月に「Re-Design おおさか～大阪市DX戦略～」策定し、取組を推進した。
- ・DX推進体制（市長を本部長とする大阪市DX推進本部）を確立した。
- ・都市インフラ分野の関係所属により構成する都市・インフラDX推進検討会において、3次元データ活用に関する勉強会を開催する等、関係所属や民間企業との意見交換や情報共有を通して、データの利活用方法の検討等を実施した。
- ・データの可視化によるデータ活用推進として、統計加工した行政データを全庁的に活用できる環境を構築した。あわせて、将来的なデータ活用のあり方や取組の方向性などを示すデータ活用方針を策定した。
- ・区役所においては、ホームページの充実など、日時を問わず市民が必要な情報を入手できる環境の整備を図った。
- ・ICTを活用した住民情報業務に係る来庁前予約の仕組や行政オンラインシステムを活用した母子健康手帳交付予約の仕組を全区で導入した（導入予定含む）。
- ・ICTリテラシー学習機会の拡充促進の取組を全区で実施した。
- ・子育て中の保護者がスマートフォンで閲覧することを想定した年齢別子育て情報ホームページを全区で開設した。
- ・水道利用者専用サイト「マイページ」について6年1月に運用を開始した。
- ・水道局において、IVRを活用し、水道利用者サポートページ「チャットボット」を案内するためのSMS連携サービスの運用を4年度に開始した。

今後の方向性

- ・今後は「新・市政改革プラン」の取組方針の一つである「DXの推進（大阪市DX戦略）」に基づき、引き続き「サービスDX」、「都市・まちDX」、「行政DX」の3方向から取組を進め、総合的に市民QoL（生活の質）の向上と都市力の向上をめざす。
- ・水道利用者専用サイト「マイページ」の運用と並行して、電子決済機能についても、6年度中の運用開始に向け、連携する他システムの改修を実施していく。

柱 1-2 市民利用施設に係る手続きの利便性向上

5 年度目標の達成状況

目標	5 年度実績	5 年度目標の評価
利用手続きのオンライン化施設 2 年度 4 施設 3 年度 33 施設 4 年度 実施計画に基づいたオンライン化の推進 貸館施設等の施設特性を踏まえ、オンライン化可能な利用手続きについて、実施計画に基づき推進する。	・施設予約のオンライン化に向けて各指定管理者との調整、協議を行った。	達成

5 年度取組の実施状況

5 年度取組内容	5 年度の主な取組実績
① 施設利用手続きのオンライン化の推進 ・実施計画に基づき、各施設の特性に応じた予約等の手続きのオンライン化を推進する。	・施設所管所属に取組推進に係る照会等及び各施設のオンライン化目標の設定に係るヒアリングを実施した。 ・2 施設（中央公会堂及び住まい情報センター（貸室部分））においてオンライン化を実施した。

取組期間（2～5 年度）の成果

施設所管所属に取組推進に係る照会等及び各施設のオンライン化目標の設定に係るヒアリングを実施した。ヒアリング結果や各所属との調整により、各施設の特性を踏まえたオンライン化目標を設定し、実施計画に基づきオンライン化を推進した。 ・利用手続きのオンライン化施設 2 年度 4 施設（クレオ大阪） 3 年度 34 施設（33 施設：区役所附設会館（区民センター等）、1 施設：社会福祉・研修情報センター） 4 年度 実施計画に基づきオンライン化を推進した 5 年度 2 施設（中央公会堂及び住まい情報センター（貸室部分））
--

今後の方向性

・市政改革プランにおいて設定した実施計画における目標は達成したため、取組を終了する。
--

柱 1-3 多様な公共料金等支払手段の整備

5 年度目標の達成状況

目標	5 年度実績	5 年度目標の評価
2 年度 各年度の目標を含む実施計画を策定 3 年度 上記実施計画に定めた目標に順次取り組む。 3 年度 37 施設 4 年度 実施計画に定めた目標に順次取り組むとともに実施計画を更新 30 施設（屋内プール等）において整備を実施 5 年度 実施計画に定めた目標に順次取り組む	・実施計画に定めた目標に順次取り組んだ。	達成

5 年度取組の実施状況

5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
① 多様な公共料金支払手段の整備 ・実施計画に基づき、多様な公共料金支払手段の整備を推進するとともに、技術革新などの社会状況や市民ニーズの変化を踏まえ、適宜、実施計画を更新する。	・施設所管所属に取組推進に係る照会及びヒアリングを実施した。 ・5 施設（屋内プール 5 施設）において整備を実施した。 ・水道料金（及び下水道使用料）について、5 年 4 月からスマートフォン決済ブランドを拡充した。 ・各施設の特性を踏まえ、実施計画を更新した。

取組期間（2～5 年度）の成果

・2 年度に各年度の目標を含む実施計画（「多様な公共料金支払手段の整備」実施計画）を策定した。 5 年度末時点で、実施計画対象施設 86 施設・3 公共料金中、75 施設・2 公共料金について整備を実施した。
--

今後の方向性

・今後は「新・市政改革プラン」の取組方針に基づき、各施設の特性や市民ニーズの変化等を踏まえて多様な公共料金支払手段の整備を検討していく。

柱 1-4 大阪港の物流円滑化の推進

5 年度目標の達成状況

目標	5 年度実績	5 年度目標の評価
4 ～ 5 年度 夢洲のコンテナターミナル(以下、「CT」という。)においてCOMPAS ⁴² 試験運用(輸入・輸出)を実施	・夢洲のCTにおいてCOMPAS試験運用(輸入・輸出)を実施	達成
5 年度 夢洲のCTにおいてCOMPASの本格運用を開始	・夢洲のCTにおいてCOMPASの本格運用を開始	達成

5 年度取組の実施状況

5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
① COMPASの導入支援 ・COMPASと接続するコンテナターミナル運営事業者⁴³及び海運貨物取扱業者⁴⁴の自社システムの改修に対して支援を行う。 ・阪神国際港湾株式会社⁴⁵と連携して専用携帯端末を海上コンテナ輸送事業者(ドライバー)に貸与する。 ・夢洲のCTにおいてCOMPAS試験運用(輸入・輸出)を実施する。 ・夢洲のCTにおいてCOMPASの本格運用を開始する。	・国等と連携して、コンテナターミナル運営事業者1社がCOMPASと接続を行い、海運貨物取扱業者については、接続に向けての働きかけを行った。 ・本格運用の開始に合わせて、海上コンテナ輸送事業者に専用携帯端末を貸与した。 ・夢洲のCTにおいてCOMPAS試験運用(輸入・輸出)を実施した。 ・夢洲のCTにおいてCOMPASの本格運用を開始した。

取組期間(2～5年度)の成果

※4年3月の「市政改革プラン3.0」の中間見直しにおいて、取組項目として新設 ・夢洲CTにおいて、COMPAS試験運用(輸入・輸出)を実施し、5年度より本格運用を開始した。
--

今後の方向性

・COMPASの利用拡大に向けて引き続き取り組む必要があるため、今後、「新・市政改革プラン」の取組方針「DXの推進」(大阪市DX戦略)に基づき、普及促進に取り組む。

⁴² Container Fast Pass の略。コンテナターミナルのゲート前混雑の解消やコンテナトレーラーのターミナル滞在時間の短縮を図ることでコンテナ物流の効率化及び生産性の向上を実現することを目的とした新たな港湾情報システム

⁴³ コンテナ貨物の荷役作業、コンテナターミナルの管理等のターミナル運営を行う事業者

⁴⁴ 港湾において、荷主の委託を受けて海運貨物の受け渡しを行う事業者

⁴⁵ 国際戦略港湾である阪神港の港湾運営の効率化を目的として、港湾法に基づき設立された港湾運営会社。平成26年10月に設立され、主に国、大阪市、神戸市が出資している。

【改革の柱2】官民連携⁴⁶の推進

柱2-1-(1) 水道

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
4年度 PFI ⁴⁷ 管路更新事業の導入 ※3年度に全ての応募者の辞退により選定に至らず取組を終了したことから、取組内容を見直し、目標を再設定 4年度 新たな官民連携プランの策定 5年度 事業者選定 6年度以降 新たな官民連携プランによる事業開始	・「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」に係る事業者の選定を行った。	達成

5年度取組の実施状況

5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
②「新たな官民連携手法」の導入推進 ・入札公告を実施し、事業者の選定を行い、事業契約を締結する。	・学識経験者等の意見を踏まえ詳細に検討した上で、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業」に係る入札公告（5月）、提案書の審査及び事業者の選定を行った。（12月） ・選定された事業者と基本協定を締結（1月）し、事業開始に向けた協議を進めつつ、事業契約の締結を行った。（3月）

取組期間（2～5年度）の成果

・4年度に、市場調査を実施し、意見交換等を通じて確認できた事項を踏まえつつ、新たな官民連携プランとして、「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（案）について」を策定した。 ・5年度は、水道基幹管路耐震化PFI事業に係る入札公告を行い、事業者選定、事業開始に向けた契約締結を実施した。

今後の方向性

・5年度において最終的な目標を達成しているため、5年度をもって取組を終了とする。今後は、更新ペースアップによる管路耐震化の前倒しといった事業導入の目的が最大限に達成されるよう、モニタリングを通じた事業の着実な進捗管理と業務品質の確保を図っていく。

⁴⁶ 行政と民間が連携して、それぞれの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの

⁴⁷ Private Finance Initiative の略。行政が実施している公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営に、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う手法

柱 2-1-(2) 工業用水道

取組期間（2～5年度）の成果

- ・ 4年度からの公共施設等運営権制度⁴⁸の導入に向け、事業者選定（優先交渉権者への運営権の設定、実施契約締結等）に係る手続きを実施した。
- ・ 公共施設等運営権の設定議決、事業者への事業継承、工業用水道事業給水条例停止の議決を経て、「大阪市工業用水道特定運営事業等」を開始した。

今後の方向性

- ・ 4年度において最終的な目標を達成しているため、4年度をもって取組を終了とする。今後は、工業用水の安定供給やこれまでと同等以上のサービス水準の確保に向け、運営権者の要求水準達成状況について、適切にモニタリングを実施し、事業の着実な進捗管理を図っていく。

⁴⁸ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま施設の運営権を民間事業者を設定する制度のことをさす。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）において23年に定められた概念である。

柱 2-1-(3) 下水道

取組期間（2～5年度）の成果

- ・ 民間活用の実現可能性が高い事業領域に該当する施設を「汚泥処理炉⁴⁹」とし、P F I 手法による事業実施を行うこととし、P F I 事業に係る実施方針及び特定事業の選定・公表を行った。
- ・ 4年度に事業契約を締結し、事業を開始した。

今後の方向性

- ・ 4年度において最終的な目標を達成しているため、4年度をもって取組を終了とする。引き続き、適切にモニタリングを実施し、事業の着実な進捗管理を図っていく。

⁴⁹ 下水処理の過程で発生する汚泥を減量化して、資源化する施設

柱 2-1-(4) 幼稚園

5 年度目標の達成状況

目標	5 年度実績	5 年度目標の評価
関係区・関係先との間で調整を進めた結果、具体化が可能となった園から、順次、個々の進め方の方針を策定し、民営化の取組を進める。	・ 個々の園の置かれている状況や地域ニーズを把握するため、廃園予定園を除く対象 51 園の調査を進めた。 ・ 特に園児数が少ない園のある一部の区と、園の状況や地域の子育てニーズ等に関する意見交換を実施した。 ・ 4 年度に園児募集を停止した大阪市立六反幼稚園を 5 年度末に廃園とした。 ・ 新たに具体化が可能な園を決め、今後の進め方の方針を策定するまでには至らなかった。	未達成

5 年度取組の実施状況

5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
① 個々の園の状況や地域ニーズ等による調整 ・ 個々の園の状況や地域ニーズ等から今後の進め方を検討する。	・ 園児数が減少している状況の中で、これまで以上に丁寧に個々の園の置かれている状況や地域ニーズを把握するため、廃園予定園を除く対象 51 園の調査を進めた。 ・ 特に園児数が少ない園のある一部の区と、園の状況や地域の子育てニーズ等に関する意見交換を実施した。 ・ 個々の園の状況や地域ニーズ等から今後の進め方を検討するまでには至らなかった。
② 具体化が可能な園に係る民営化の推進 ・ 具体化が可能な園について、個々の園の進め方の方針をそれぞれ策定し、取組を進める。	・ 大阪市立六反幼稚園を 5 年度末に廃園とした。 ・ 新たに具体化が可能な園を決め、今後の進め方の方針を策定するまでには至らなかった。

取組期間（2～5 年度）の成果

・ 4 年度に園児募集を停止した大阪市立六反幼稚園を 5 年度末に廃園とした。 ・ 元年 10 月より 3～5 歳児の保育料が無償となり、保育ニーズの高まりや保護者の選択肢の拡大とともに、市立幼稚園の園児数は減少傾向が続いていることから、各園の状況や地域ニーズを把握するため、廃園予定園を除く対象 51 園の調査を進めた。
--

今後の方向性

- ・市立幼稚園は、その成り立ちの経緯や地域におけるニーズが異なり、民営化や休廃園に向けた取組については、地域の十分な理解を得て進めていく必要があるため、個々の園や地域の状況を十分考慮して進める。
- ・関係区・関係先との調整を進めた結果、具体化が可能となった園から順次、個々の進め方の方針を策定し、引き続き「新・市政改革プラン」において民営化の取組を進める。

柱 2-1-(5) 保育所

5 年度目標の達成状況

目標		5 年度実績	5 年度目標の評価
2 年度	5 箇所公募実施	・ 4 箇所公募実施（民間移管：3 箇所、民間委託：1 箇所）	達成
3 年度	3 箇所公募実施		
4 年度	1 箇所公募実施		
5 年度	4 箇所公募実施		

5 年度取組の実施状況

5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
① 公立保育所の民営化等の推進 ・ 民営化の条件の整った保育所については、保護者理解を得ながら着実に公募を実施する。	・ 7 年度に民間移管及び民間委託予定の 4 箇所について、公募を実施し、移管先及び委託先法人を決定した。 ・ 民営化対象保育所の公表時、公募実施時や移管先及び委託先法人選定後等に保護者説明会を実施した。 ・ 4 年度に委託先法人を選定した 1 箇所の保育所について、6 年度からの円滑な民営化に向け、1 年間かけて引継ぎ・共同保育等を実施した。
② 新たな民営化手法の検討・実施 ・ 民間事業者が応募しやすい条件の検討に加え、処分検討地をはじめとする事業予定地も含めた市有地の活用や、市有地の確保が難しい場合の民地の賃借等、短期間の仮設を前提とした用地確保（仮設活用型）など新たな民営化手法を検討・実施することとし、移転・建替の必要な民営化対象保育所ごとに、候補地情報の収集や条件交渉などを行う。	・ 「公立保育所民営化推進計画」に基づき、民営化対象保育所の選定にあたり、建替予定地や短期間の仮設に係る用地の確保に向けて、土地所管部署や区役所、地域関係者等との協議・調整を進めた結果、5 箇所の保育所を民営化対象として公表した。 ・ 民営化対象保育所として公表した 5 箇所のうち、4 箇所については、新たな民営化手法である仮設活用型により実施することとした。

取組期間（2～5 年度）の成果

・ 2～5 年度も公立保育所の民営化に取り組み、4 年間で民間移管 2 箇所、民間委託 5 箇所を実施した。 ・ その結果、公立保育所の直営数は、60 箇所（2 年 4 月 1 日時点）から 53 箇所（6 年 4 月 1 日時点）となった。なお、53 箇所のうち 8 箇所は民営化手続中である。

今後の方向性

・ 「新・市政改革プラン」においても、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、「公立保育所民営化推進計画」に基づき、建替移管のための用地確保に全市を挙げて取り組むなど、条件整備の整った保育所から順次民営化していく。
--

柱2-1-(6) 一般廃棄物（収集輸送）

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
2年度 東南環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大 3年度 東北環境事業センター・西北環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大 4年度 西南環境事業センター・南部環境事業センターの資源ごみ・容器包装プラスチック収集に係る民間委託の拡大 5年度 城北環境事業センター・中部環境事業センター・中部環境事業センター出張所の資源ごみ・容器包装プラスチック収集及び東北環境事業センターの古紙・衣類収集に係る民間委託の拡大	・城北環境事業センター・中部環境事業センター・中部環境事業センター出張所の資源ごみ・容器包装プラスチック収集及び東北環境事業センターの古紙・衣類収集を民間委託した。	達成

5年度取組の実施状況

5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
① 民間委託の拡大と環境事業センターの統廃合 ・職員数の減員に合わせ、民間委託化を拡大する。(城北環境事業センター・中部環境事業センター・中部環境事業センター出張所の資源ごみ・容器包装プラスチック収集及び東北環境事業センターの古紙・衣類収集の民間委託化) ・統合先の南部環境事業センターの老朽化対策を検討する。	・職員数の減員に合わせ、城北環境事業センター・中部環境事業センター・中部環境事業センター出張所の資源ごみ・容器包装プラスチック収集及び東北環境事業センターの古紙・衣類収集を民間委託化した。(4月) ・環境事業センターの老朽化対策の財源確保策として、集約化や施設維持の効率化、跡地の活用等を検討するとともに、集約化によるごみ収集車の移動時間への影響を調査する手法について検討し、6年度の調査実施に向け準備を行った。
② 更なる効率的な運営による市民サービスの質的向上 ・ごみ収集車へのバックモニター映像録画機能の搭載を進めるとともに、録画映像の活用手法について検討を行う。 ・ふれあい収集の対象要件を拡大し、大阪市内にご親族等が居住する場合も、粗大ごみのふれあい収集を利用できるよう要綱改正を行う。	・ごみ収集車両へバックモニター映像録画機能を搭載したことによって、後退事故が発生した際、その映像を事故分析に活用することにより、指摘や対策等をより具体的にを行う事ができるようになった。また、日常の映像確認を行う際も、後退時に適切な誘導が行えているか等の確認を行った。 ・粗大ごみのふれあい収集の利用にあたっては、市内に同居外親族がいる場合は対象外であったが、要綱等を改正し同居外親族の有無を問わないよう利用対象要件の緩和を図った。(4月)

取組期間（２～５年度）の成果

- ・家庭系ごみ収集輸送事業における更なる経費の削減のため、職員数の減員にあわせ、４年間で１７区の資源ごみ・容器包装プラスチック収集、２区の古紙・衣類収集の民間委託化を拡大したほか、３年３月末には、北部環境事業センターを廃止（３年４月に東北環境事業センターへ移管統合）した。
- ・また、更なる効率的な運営による市民サービスの質的向上のため、３年７月に普通ごみの午前収集地域を拡大した。

今後の方向性

- ・ごみ収集業務について、引き続き業務運営の効率化等を図るとともに、環境事業センターの老朽化対策を経費の削減を図りながら進めていく必要があるため、「新・市政改革プラン」において普通ごみ以外の収集業務の全面委託化を進めるとともに、ＰＰＰ⁵⁰／ＰＦＩ手法の導入可能性を調査・検討するなど環境事業センター老朽化対策を推進する。

⁵⁰ Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値の向上や住民満足度の最大化を図るもの

柱2-1-(7) 市場（本場・東部市場）

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
4年度 市場取引の活性化と経営の健全性の確保のための各種取組を検討・実践するとともに、最適な市場運営のあり方については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ継続して慎重に検討し、4年度中に方針を決定 5年度 最適な市場運営のあり方の方針を踏まえ、業務委託化を引き続き進めるとともに、経営の健全性を確保するための取組を推進	・2年度に作成した「大阪市中央卸売市場経営計画 2021」に基づき、業務委託化を含む経営の健全性の確保に向け、取組を実施した。	達成

5年度取組の実施状況

5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
① 市場取引の活性化に向けた取組 ・最適な市場運営のあり方の方針を踏まえ、業務委託化を進めていく。	・市場の設備・施設の維持管理業務について、現状を調査し、業務委託範囲拡大の可能性を精査・検討した。
② 経営の健全性の確保 ・「大阪市中央卸売市場経営計画 2021」に基づき、市場事業会計の健全性の確保に向け取り組んでいく。	・市場事業会計の健全性確保に向け、本場業務管理棟の入居促進や民間活力を最大限活用すべく業務の効率化に取り組んだ。

取組期間（2～5年度）の成果

・4年度に、最適な市場運営のあり方について、「業務委託化を引き続き進めることで経営の効率化を図ること」を本市の方針として決定した。 ・「大阪市中央卸売市場経営計画 2021」の目標（資金不足比率を20%未満に抑制）について、取組期間において達成（5年度は見込）しており、市場事業会計の健全性を確保することができた。

今後の方向性

・民間活用の拡大により市場の管理運営の効率化を図り、経営基盤の安定化を進めていく必要があるため、引き続き「新・市政改革プラン」において、業務委託範囲の拡大の可能性について精査・検討に取り組んでいく。
--

柱 2-1-(8) 市営住宅

取組期間（2～5年度）の成果

市営住宅維持管理業務に係る事業者選定において競争性を確保するため、管理代行制度⁵¹に基づく随意契約に代え、3年4月に指定管理者制度⁵²を導入した。

今後の方向性

3年度において最終的な目標を達成しているため、3年度をもって取組を終了とする。今後は、この制度の評価・検証を行い、必要に応じて改善を図っていく。

⁵¹ 事業主体以外の地方公共団体又は地方住宅供給公社が公営住宅の管理権限を代行する制度

⁵² 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた制度

柱 2-1-(9) 動物園

取組期間（2～5年度）の成果

- ・天王寺動物園の地方独立行政法人⁵³化に向けて、法人の組織体制を決定し、中期目標、権利承継、重要な財産を定める条例及び職員引継条例を制定し、3年4月に地方独立行政法人天王寺動物園を設立した。

今後の方向性

- ・3年度において最終的な目標を達成しているため、3年度をもって取組を終了する。今後は、法人が持続的かつ安定的に天王寺動物園を運営できるよう、設立団体として支援していく。

⁵³ 住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人

柱2-2-(1) PPP／PFIの活用促進

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
事業の企画・実施に関わっている職員のうち、民間活力を活用しようとしている職員の割合	81.2%	達成
2年度 65%		
3年度 70%		
4年度 70%		
5年度 80%		

5年度取組の実施状況

5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
① 民間活力の活用を検討できる職員の育成 研修において、これまでの職員アンケート結果の分析を踏まえ、官民連携の経験が少ない職員にも、民間活力の活用の有効性を理解し取り組むことができるよう、研修内容を工夫して実施し、官民連携に関する理解促進を促す。	- 職員向け研修として、「官民連携研修（8月）」、「eラーニング研修（1～2月）」を実施した。 - 官民連携研修では、内閣府（成果連動型事業推進室）の講師派遣制度を活用し、官民連携の先進的取り組みであるPFS⁵⁴を題材にした講演を実施した。 - eラーニングでは、職員の共通意識として、官民連携の視点が自治体運営にとって必要であることを伝えるなど、官民連携に対する職員意識の底上げを図るとともに、職員の研修理解度を把握し、課題となる事項を抽出することにより、官民連携の更なる推進につなげた。
② PPP／PFI手法の検討・導入の促進 「大阪市PPP／PFI手法導入優先的検討規程」を踏まえ、官民対話も活用しながら、最適な民間活力の活用手法の検討・導入を進める。	「大阪市PPP／PFI手法導入優先的検討規程」の対象事業の協議、各種相談など活用促進に向けて各所属における検討を支援した。 - PFI手法を選択した事業の検討を支援し、PFI事業検討会議の運営を行った。 支援対象事業：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業、大阪市汚泥処理施設整備運営事業、小林斎場整備運営事業、大阪市立小・中学校空調設備整備事業 - 直近の本市事例等を踏まえ、「大阪市PFIガイドライン」を改訂した。（3月）

⁵⁴ Pay For Success の略。国又は地方公共団体等が、民間事業者等に委託等する事業であり、解決すべき社会課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標の改善状況に連動させるもの

取組期間（２～５年度）の成果

- ・他都市等の先進事例に学ぶことなどを通じて官民連携に関する職員の知識・スキルの向上を促し、率先して行動できる人材を育成するため、職員向け研修を実施し、民間活力の活用の積極的な検討・導入につなげた。
- ・「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」を踏まえ、適切なタイミングで検討を実施するとともに、ＰＦＩ手法を選択した事業において、検討会議の開催を経ながら導入手続きを計画的に進めることで、最適な民間活力の活用手法の検討・導入を進めた。

今後の方向性

- ・５年度目標は達成しているものの、官民連携に関する職員の更なる知識・スキルの向上につなげる必要があるため、「新・市政改革プラン」において官民連携研修・eラーニング研修を引き続き実施する。
- ・また、民間活力の活用にあたっては、「大阪市ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入優先的検討規程」の運用を通して、公共施設等の整備に多様なＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入を優先的に検討するよう促していくなど、事業の使命や目的の達成にふさわしい、最適な民間活力の活用手法の積極的導入につなげていく。

【改革の柱3】効果的・効率的な行財政運営

柱3-1-(1) 業務改革の推進

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
2年度 各年度の目標を含む実施計画を策定 2年度以降 上記実施計画に定めた目標に順次取り組む 4年度 提案内容の実現に向けた点検・精査 5年度 簡素化・効率化に資する提案の実現	・「市政改革に関する職員提案」において、5年度に実現可能性のある簡素化・効率化に資する提案を実現	達成

5年度取組の実施状況

5年度取組内容	5年度の主な取組実績
①「中間処理レス」の取組 ・中間処理レスに資する業務運営上の課題解決に係る提案の実現に向けて取り組む。	・庁内会議の見直しについて、情報発信や各種啓発、職員向け研修を実施し、開催数・参加者数・所要時間・資料の4つのスリム化の実践に向けた「スマート会議」の取組を進めた。 ・市内等出張交通費請求事務について、これまで別々に行っていた市内等出張と交通費請求の申請を同時に入力できるようシステムに機能を追加し、事務の効率化を実現した。
②多様な技術の活用等による事務の簡素化・効率化 ・多様な技術の活用等による業務運営上の課題解決に係る提案の実現に向けて取り組む。	・庁内会議の見直しについて、情報発信や各種啓発、職員向け研修を実施し、Web会議やペーパーレスなどデジタル技術の活用により、効率的な会議をめざす「スマートe-会議」の取組を進めた。 ・市内等出張交通費請求事務について、経路検索ソフトによる経路検索や、交通費の情報を入力できるようシステムに機能を追加し、事務の効率化を実現した。

取組期間（２～５年度）の成果

- ・市民の負担軽減とオンライン化推進のため、「大阪市押印見直し方針」を策定し、申請書等の押印廃止に向けた取組を実施した。
- ・業務運営上の課題解決のため、「市政改革に関する職員提案」を実施し、各提案内容に対して、関係所属の意見等を踏まえて点検・精査を実施するとともに、運営方針の様式の簡素化による業務の負担軽減、庁内会議の見直しに向けた「スマート会議・スマートe-会議」の取組、総務事務システムへの新機能追加による市内等出張交通費請求事務の効率化など、各所属において、実現可能性のある提案に順次取り組んだ。

今後の方向性

- ・将来的な労働力不足が見込まれている中、限られた行政資源を最大限に活用し、効果的・効率的な行政運営に向けて引き続き取り組む必要があるため、今後、「新・市政改革プラン」の取組方針「業務改革の推進」において、業務の効率化や簡素化等の取組を進める。

柱3-1-(2) 自治体システム標準化⁵⁵に伴う業務改革

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
4・5年度 B P R ⁵⁶	・標準化関係所属において、現行システム調査、Fit&Gap分析 ⁵⁷ 、B P Rを実施した。	達成
4年度 区役所業務の現状把握、課題整理を実施 5年度 区役所業務の集約化に係る基本方針の取りまとめ	・区役所業務集約化等基本方針を取りまとめた。	達成

5年度取組の実施状況

5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
① システム標準化移行に向けた着実なプロジェクトの推進 ・システム標準化移行に向けて、より具体的な作業を記載した合同テスト計画書、合同移行計画書を策定する。 ・標準化関係所属においては個別移行計画書に沿ってFit&Gap分析、B P Rを進めていく。	・5年12月に合同テスト計画書を策定した。 ・6年3月に合同移行計画書を策定した。 ・標準化関係所属において、個別移行計画書に沿ってFit&Gap分析、B P Rを実施した。
③ 区役所業務における集約化の推進 ・区役所業務集約化等推進会議のもと、区役所業務集約化等基本方針の取りまとめを行うとともに、集約化の実現に向けた取組を推進する。	・区長会議及び関係局による区役所業務集約化等推進会議のもと、区役所業務集約化等基本方針を取りまとめた。(8月) ・区役所業務集約化等基本方針に基づき、先行検討テーマをはじめ、対象事務について検討を進めた。

⁵⁵ 作業要領書などの整備を徹底し、作業効率を向上させるとともに、担当者間のムラ及び変化点（引継ぎや制度改正など）に関するリスクの低減を図ること

⁵⁶ Business Process Re-engineering の略。現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するもの

⁵⁷ 情報システムを導入する際に、情報システムに対するニーズと、情報システムの機能がどれだけ適合(フィット)し、どれだけ乖離(ギャップ)しているかを分析すること

取組期間（２～５年度）の成果

※４年３月の「市政改革プラン 3.0」の中間見直しにおいて、取組項目として新設

- ・自治体システム標準化については、計画どおり、４年度には全体移行計画書を、５年度には合同テスト計画書及び合同移行計画書を策定し、標準化関係所属においては４・５年度に現行システム調査、Fit&Gap 分析、B P Rを実施した。
- ・４年度に標準化関係所属に業務フローツールを導入、業務フローを作成する上でのルールブックを作成し、規格の統一を図るとともに、５年度についても現行業務のフローや課題の可視化を行った。
- ・区役所業務集約化については、区役所業務集約化等推進会議のもと、集約化検討対象業務の精査、集約化に向けた課題抽出等を行ったうえ、区役所業務集約化等基本方針を取りまとめた。（５年８月）
- ・区役所業務集約化等基本方針に基づき、先行検討テーマをはじめ、対象事務について検討を進めた。

今後の方向性

- ・今後は「新・市政改革プラン」の取組方針の一つである「D Xの推進（大阪市D X戦略）」に基づき、引き続きB P Rを進めながら、システム標準化移行に取り組む。
- ・更なる市民サービスの向上・持続可能なサービス提供に向けて引き続き取り組む必要があるため、「新・市政改革プラン」の取組方針、区役所業務集約化等基本方針に基づき、関係局等と連携しながら取組を推進して行く。

柱3-1-(3) 最新技術を活用した維持管理業務等の効率化

取組期間（2～5年度）の成果

- ・防潮堤の点検業務において、ドローンを活用して3年度に15kmの範囲で運用を実施した。
- ※4年度以降は所属マネジメントのもと実施した。（本プランとしては取組終了）

今後の方向性

- ・引き続き所属マネジメントのもとで、防潮堤等の点検における活用に加え、港湾施設の点検や災害時の状況把握などでの活用を検討していく。

柱3-2-(1) 持続可能な施設マネジメントの取組の推進

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
① 2年度 一般施設⁵⁸の資産情報の一元化・見える化の実施 長期的な施設マネジメントの仕組み検討・整理 3年度 新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の実施 ガイドライン骨子作成 ①-ア 4・5年度 新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の実施 ①-イ 4年度 施設のあり方検討のためのガイドラインの作成 5年度 試行ガイドラインを活用した施設評価等の実施	①-ア ・新公会計制度に基づくコスト情報などを活用した資産情報の一元化・見える化の取組を継続して実施した。 ①-イ ・老朽化等により今後更新等が必要となる一般施設のうち試行実施の対象となる施設について、試行ガイドラインを活用して施設の分析・評価等を実施し、将来の施設の方向性を検討した。	達成 達成
② 2年度 空き施設の活用方針の検討・策定 3年度 活用方針に基づく取組の実施 4・5年度 活用方針に基づく取組の実施	・「空き施設等活用方針」に基づき空き施設の調査・活用方針の整理などの取組を継続して実施した。	達成

5年度取組の実施状況

5年度取組内容	5年度の主な取組実績
①-ア 一般施設の資産情報の一元化・見える化の推進 ・一般施設の基本情報を所管所属に照会して更新し、とりまとめて公表する。 ・試行ガイドラインの運用に合わせて資産カルテの内容を見直し、施設所管所属へ時点更新とあわせて作成を依頼し、とりまとめて公表する。	・一般施設・賃借施設の基本情報及び地図情報を更新し、とりまとめて公表した。(3月) ・試行ガイドラインの運用に合わせて、資産カルテの内容を見直し、とりまとめて公表した。(3月) ・上記、一般施設の基本情報及び資産カルテの更新内容を基に、市設建築物情報マップ(マップナビおおさか)を更新した。(3月)

⁵⁸ 市設建築物のうち、学校施設、市営住宅及び特別会計施設を除く施設

・上記、一般施設の基本情報及び資産カルテの更新内容を基に、マップナビを更新する。	
①-イ 中長期的な施設マネジメントの推進 ・ 試行ガイドラインを活用し施設の分析・評価等を実施し、運用面での課題を分析・検証し、方向性を取りまとめる。 ・ 本市事例及び他都市での先進事例を調査したうえで、施設の複合化や多機能化等を推進するための考え方・手順を取りまとめる。	・ 試行ガイドラインを活用し施設の分析・評価等を実施するとともに、運用面での課題等を分析・検証し、試行ガイドラインの課題対応集として取りまとめた。 ・ 本市事例及び他都市での先進事例を調査し、試行ガイドラインを補完するものとして、複合化等を推進するための考え方・手順（素案）を作成。成案に向け引き続き検討を進める。
②空き施設の活用 ・ 事業実施所属からの空き施設の活用要望の把握に努めるとともに、空き施設等に関する情報の更新や技術的支援に引き続き取り組む。	・ 市設建築物⁵⁹における空き施設等の調査及び活用方針の整理を行った。 ・ 事業実施所属からの要望に対し、空き施設の有効活用の検討を実施した。（7件）

取組期間（２～５年度）の成果

・ ３年度から一般施設・賃借施設の基本情報、地図情報、資産カルテ及び市設建築物情報マップ（マップナビおおさか）を公表した。その後は継続的に情報を更新することとしている。 ・ また、将来世代まで持続可能な施設のあり方を考えていく上での基礎資料とするため、３年度に「大阪市市設建築物（一般施設）の現状」を取りまとめ公表した。 ・ 持続可能な施設マネジメントの取組に向けて、４年度に施設の分析・評価等を行うための基本的な考え方や検討すべき事項等を示す試行ガイドラインを作成した。５年度には、試行実施及び事例等調査の結果を踏まえ、課題対応集を取りまとめ、複合化等を推進するための考え方や手順（素案）を作成した。 ・ 市設建築物の有効活用に向けて、施設所管所属が主体的に検討・調整を推進しやすい環境を整備するため、２年度に「空き施設等活用方針」を策定した。空き施設に関する情報を一元的に集約し、「空き施設等活用方針」に基づき、空き施設の有効活用の検討を実施した。

⁵⁹ 教育・文化・スポーツ施設や庁舎、学校施設、市営住宅など、大阪市が保有する建築物

今後の方向性

- ・資産情報の一元化・見える化の取組として整備してきた一般施設の基本情報や一定規模以上の施設に係る資産カルテなどについて、引き続き、「新・市政改革プラン」において、ノーコードツールを活用したシステム化により、維持（更新）・管理の効率化に取り組んでいく。
- ・アセットマネジメント⁶⁰の観点を踏まえた施設の活用・運用を推進するため、引き続き、「新・市政改革プラン」において、庁内関係組織と連携しながら、施設所管所属により施設のあり方検討を進め、検討事例の蓄積とガイドラインの強化を図っていく。
- ・空き施設の活用について、取組期間を通して目標を達成しており、「空き施設等活用方針」に基づき、既存組織によるマネジメントにおいて、上記取組を推進する。

⁶⁰ 本市が所有する建物・土地を市民共有の財産として、また貴重な経営資源として捉え、全庁横断的な視点から総合的な有効活用を図る取組のこと。

柱3-2-(2) 大規模事業等のリスク管理

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
2年度 大規模事業等の実施に伴うリスク管理の仕組み⁶¹の構築 3年度 10億円以上の大規模事業等に関わる所属（2年度末現在 5所属）において仕組みを導入している割合 100% 4年度 前年度に導入したリスク管理の仕組みを活用し、リスク評価や対応策の見直しなどが事業所管所属において継続実施されている割合 100% 5年度 大規模事業等に係る財務リスクの管理について、組織的・自律的に事業所管所属において継続実施されている割合 100%	・10億円以上の大規模事業等に関わる5所属（5年度末現在 建設局、計画調整局、大阪港湾局、万博推進局、都市整備局）において、財務リスクの管理について、組織的・自律的に事業所管所属において継続実施した。	達成

5年度取組の実施状況

5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
③ 全市的なリスク管理の実現 ・事業所管所属におけるリスク管理の取組状況を把握するとともに、ガイドラインの提供や改善等を行うことにより、リスク管理の強化を図る。	・事業所管所属（5所属）におけるリスク管理の取組状況等についてヒアリング等を実施し確認した。 ・4年度末に策定した「大阪市リスク管理ガイドライン」を庁内ポータルや市ホームページに掲載し、関係者への提供に努めた。
④ 全市的なリスク管理の強化に向けた外部有識者意見の活用 ・大規模事業等のうち特に本市財政への影響が大きい事業（本市負担が概ね500億円を超える事業）を対象に、リスクの管理の取組状況を確認するとともに、大規模事業リスク管理会議の対象事業について、4年度に策定した新たなリスク評価ルールに基づくリスク評価の点検・見直しを実施し、外部有識者から意見又は助言を求めることにより、全市的なリスク管理の強化を図る。	・大規模事業リスク管理会議対象5事業について、大阪市リスク管理ガイドラインに基づきリスク再評価（事業リスクの点検・見直し）を実施した。 ・9、12月に大阪市大規模事業リスク管理会議を実施し外部有識者から意見や助言を求めた。

⁶¹ リスクの顕在化によって過大な本市負担が生じないよう、その発生要因を識別してその重大性を評価し、これに応じた対応策を講じるとともに、その有効性を評価して必要に応じて見直すという、一連のリスクの管理に係るプロセスをさす

取組期間（２～５年度）の成果

- ・大規模事業等の実施に伴う「リスク管理の仕組み」を構築し、大規模事業等に関わる所属に導入を図ったことにより、事業所管所属における組織的・自律的なリスク管理を行う体制が一定整った。
- ・これまでに事業費が増加した原因の検証結果や、有識者の意見を踏まえ、リスク管理の標準的な流れ・考え方等を「大阪市リスク管理ガイドライン」として取りまとめ、広く公表した。

今後の方向性

- ・大規模事業等のリスク管理については、全国的にも取組事例が少ないことから、今後もリスク管理に関する知見を重ね、引き続き「新・市政改革プラン」において更なるリスク管理の精度向上を図っていく必要がある。

柱3-3-(1) 施策・事業の見直し

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
2年度 PDCA ⁶² の徹底に係る新たな仕組みの設計・構築	・フルコスト比較による事業評価の仕組みの運用を行った。	達成
3年度 PDCAの徹底に係る新たな仕組みの設計・構築		
4年度 フルコスト比較による事業評価の仕組みの構築		
5年度 構築した仕組みの運用		

5年度取組の実施状況

5年度取組内容	5年度取組実績
① 施策・事業の検証と見直し 各所属長マネジメントによる施策・事業の検証と見直しにあたって、フルコストの把握など多様な視点で点検・精査が行えるよう「新公会計制度」の財務諸表のデータ活用に向けた取組を引き続き進める。	- 関係所属（財政局、政策企画室及び会計室）と随時調整を行い、新公会計制度の財務諸表データを活用したフルコスト比較による事業評価の仕組みの運用を実施し、各所属に対して施策・事業のフルコストによる検証と見直しを促した。 - フルコスト比較による事業評価の仕組みの運用にあたり、「新公会計制度による財務諸表データを活用した検証シート」と、活用のための手引きを作成し、庁内ポータルにおいて情報発信した。
② 各所属長のマネジメントによる見直し 予算編成時のシーリングの設定等により、各所属の選択と集中を促進する。	所属長マネジメントのもと、PDCAサイクルを徹底し、更なる自律的改革に取り組むため、予算編成時にシーリングを設定し、各所属の選択と集中を促進した。

取組期間（2～5年度）の成果

- 施策・事業の見直しにあたって、「新公会計制度による財務諸表データを活用した検証シート」を活用し、フルコスト比較による事業評価を行うなど、有効性や効率性の視点で検証や見直しを実施する仕組みを構築し、運用した。また、施設のあり方検討において、新公会計制度に基づくコスト情報を活用した。 - 各所属長のマネジメントによる見直しを促進するため、予算編成時のシーリングの設定により選択と集中に取り組んだ。
--

⁶² 施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとして捉え、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法

今後の方向性

- ・新公会計制度の財務諸表データを活用したフルコスト比較による事業評価の仕組みを構築し、各所属への周知により取組の浸透が一定図られたことから、今後は、所属長マネジメントのもと、PDCAサイクルを徹底し、自律的な事業の検証と見直しの取組を進めていく。
- ・「新・市政改革プラン」においては、取組方針「持続可能な行財政基盤の構築」に基づき、施策・事業の必要性、事業内容の有効性等の観点から「施策・事業の点検・精査」を行う。

柱3-3-(2) 人員マネジメントの推進

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
技能労務職員数 元年 10 月と比較して 400 人削減 2 年 10 月 ▲ 60 人 (約 3,350 人) 3 年 10 月 ▲180 人 (約 3,230 人) 4 年 10 月 ▲330 人 (約 3,080 人) 5 年 10 月 ▲400 人 (約 3,010 人) (元年 10 月実績 3,405 人)	・ 5 年 10 月時点 ▲408 人 (2,997 人) ※ 5 年 4 月採用者 39 人を除く (元年 10 月実績 3,405 人) ※災害時対応など公の責務を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門については、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、5 年度から採用 (5 年 4 月採用者 39 人) を再開	達成

5年度取組の実施状況

5 年度 of 取組内容	5 年度 of 主な取組実績
① 人員マネジメントの推進 ・ 当面の間、委託化、効率化を図り技能労務職員を削減する。	・ 委託化、効率化を図り、適正に人員マネジメントに取り組んだ。 ・ 災害時対応など公の責務を果たすという観点から、将来にわたって直営が必要となる部門については、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、5 年度から採用を再開し、関係所属において 5 年度に続いて、6 年度に向けた採用活動を行った。

取組期間 (2～5 年度) の成果

・ 委託化、効率化を図りながら適正に人員マネジメントに取り組み、技能労務職員の削減を進めたことにより、目標 (400 人削減) を達成した。 ・ 将来にわたって最低限必要となる部門ごとの技能労務職員数の精査及び今後の採用のあり方を定めた。 ・ 災害時対応などの公の責務を果たすという観点から、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ、5 年度から採用を再開した。
--

今後の方向性

- ・今後、「新・市政改革プラン」の取組方針3「持続可能な行財政基盤の構築」に基づき、技能労務職員については、職員の高齢化や技術の継承等の課題を踏まえ採用を継続しつつ、将来にわたって最低限必要となる職員数を適宜精査のうえ削減を進める。

柱3-3-(3) 未利用地の有効活用等

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
【売却収入額】 2年度 60 億円 3年度 60 億円(120 億円) 4年度 60 億円(180 億円) 5年度 60 億円(240 億円) ※ () 内は累計額 ※ なお、元年度の未利用地売却額は約 60 億円であり、こうした状況も踏まえて目標値を設定	・ 327 億円 (650 億円) (3 月末時点決算見込) ※ () 内は累計額	達成

5年度取組の実施状況

5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
① 進捗管理と情報共有の推進 ・ 精査した未利用地の状況について、一覧を公表する。 ・ 「マップナビおおさか」に未利用地の商品化 ⁶³ 進捗状況を掲載して管理の徹底を図る。 ・ 用地PTヒアリングにおいて、処分目途の精査を実施する。	・ 精査した未利用地の状況について、一覧表を公表した。(8月) ・ 管理徹底を図るため、「マップナビおおさか」に未利用地の商品化進捗状況について掲載した。(8月) ・ 用地PTヒアリングにおいて、商品化作業の進捗管理を実施するとともに、全未利用地を対象に活用区分及び処分年度の再精査を実施した。(4月、10月、1月、3月)
② 有効活用に向けた取組の推進 ・ 土壌汚染調査及び地下埋設物調査など商品化促進を図るための外部発注業務の設計書作成や検査等に対する技術的サポートを実施する。 ・ 区役所が進める未利用地を活用したまちづくりに関して、総合的な調整や用地PTによる事前審査(フィルタリング)により積極的なサポートを実施する。 ・ 各未利用地を所管する所属へのヒアリング等により課題を精査するとともに、「未利用地処分促進等検討会議」において意見を徴しながら、各未利用地に応じた、処分、活用方法の検討を行う。	・ 各所属に対し、年間 11 件の技術的サポートを実施した。 ・ 都島区における「淀川連絡線跡地」の活用について、公募要領等の調整を行い、事業者決定に至った。(9月) また、西成区における「天下茶屋駅前用地」の活用に係る、まちづくりの実現に向けた活用スケジュールの見直しについて意思決定を諮った。(3月) ・ 長期末処分未利用地の解消に向け、「未利用地処分促進等検討会議」(7、3月)において意見を徴し、課題ごとの方向性についての対応策を確認した。また、6年度以降の新たな処分目途の設定にあたって、長期末処分未利用地については、真に困難な場合を除き早期売却に取り組むよう土地所管所属あて要請した。

⁶³ 土地の売却前に、土地の測量、隣接地との境界確定、残地物や越境物(ブロック塀等)の除去、土壌汚染や地下埋設物等の調査を行い、売却が可能な状態にすること

③ 貸付による有効活用の促進 ・ 4 年度に抽出した 5 年度貸付が可能な未利用地を公表する。 ・ 6 年度に貸付が可能となる未利用地を抽出し、用地 P T による各所属に対するヒアリングを実施する。 ・ 学校跡地の有効活用を図るため、事案に応じて個別案件の支援を行う。	・ 4 年度末時点における 5 年度貸付が可能な未利用地について、未利用地活用方針一覧に反映・更新を実施した。（8 月） ・ 未利用地状況の公表（8 月）にあわせて、4 年度中の未利用地の貸付実績を公表した。 また、現状「貸付可能」である未利用地を集約・時点更新のうえ「貸付可能用地情報」へ掲載することとし（8 月）、掲載情報の関心度を測る指標として、各未利用地のクリック数を土地所管所属あて情報提供した（3 月）。 ・ 各所属において貸付を実施する案件 23 件について、「市有不動産の貸付物件一覧表」に集約掲載するとともに、メールマガジンによる事業者への配信を行った。 ・ 6 年度に貸付が可能となる未利用地の抽出を行い、用地 P T によるヒアリングを実施して精査した。（10 月、1 月） ・ 学校跡地の有効活用に向け、5 件の個別案件について関係所属と連携し、活用案の検討にあたっての各種調査実施等に係る支援や、具体的な活用案策定に向けた支援を行った。また、新たに活用検討を開始する 3 件の個別案件について、各種調査等実施に向けた予算確保に係る支援を行った。
---	---

取組期間（2～5 年度）の成果

・ 用地 P T ヒアリングにおいて、売却までの商品化作業等の進捗管理を行うことなどにより計画的な売却に取り組み、目標として設定した売却収入額を毎年度達成してきた。 ・ とりわけ、区役所における未利用地を活用したまちづくりについての総合的な調整や、用地 P T において活用にあたっての課題整理等を行う事前審査（フィルタリング）等の積極的なサポートが実を結び、結果として目標達成に大きく貢献した。 ・ また、商品化までに時間を要する未利用地についての課題整理に取り組み、処分までの間の暫定的な有償貸付けに向け積極的な情報発信等を行うとともに、防災拠点機能等を継続する必要がある学校跡地については、4 年度から定期借地制度等による貸付けを可能とするよう制度の見直しを行い、有効活用を図るための各種支援等を行った。

今後の方向性

・ 積極的な未利用地売却を進めてきた一方で、市内中心部においては一定の規模を有する未利用地が減少してきており、土地保有の必要性とのバランスを考慮する視点がより一層必要になっている。 ・ 「新・市政改革プラン」において、有用性が高く希少な未利用地については将来世代がまちづくりや行政運営に活用できるよう継続保有（留保）しつつ、不用な未利用地については計画的な売却に取り組んでいく。
--

柱3-3-(4) 未収金対策の強化

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
・未収金残高 2年度 635 億円 3年度 378 億円 4年度 347 億円 5年度 339 億円	・未定 ※6年8月下旬確定予定 (参考：4年度実績 357 億円) ※確定後に別途公表	—

5年度取組の実施状況

5年度取組内容	5年度の主な取組実績
① 債権別行動計画に基づく未収金対策の取組 ・4月に市債権回収対策推進会議を開催し、5年1月末の未収金残高の状況をもとに出納整理期間の取組を徹底する。 ・7月頃に各債権所管に対し、4年度の実績、5年度の目標修正の要否、具体取組内容及び6年度目標に係るヒアリングを実施する。また、未収金対策の取組強化のため、財産調査・法的手続等の取組が進んでいないなど課題のあると考えられる債権所管へのヒアリングを実施するなどし、年間を通じた進捗管理を行う。 ・8月に市債権回収対策会議を開催し、5年度目標の修正要否、具体取組内容の確認及び6年度目標を設定する。 ・12月に市債権回収対策推進会議を開催し、10月末の未収金残高状況に基づく年度後半の取組強化及び進捗管理を徹底する。 ・3月に市債権回収対策推進会議を開催し、6年1月末の未収金残高の状況をもとに出納整理期間の取組を徹底する。 ・7月末、10月末、1月末の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表する。 ・消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、取組を実施する。	・4月に市債権回収対策推進会議を開催し、出納整理期間の取組強化など、未収金対策の徹底を図った。 ・6～7月に各債権所管に対し、4年度の実績、5年度の目標修正の要否、具体取組内容及び6年度目標に係るヒアリングを実施した。 ・8月に市債権回収対策会議を開催し、5年度目標の修正、具体取組内容の確認及び6年度目標を設定した。 ・10月に市債権回収対策会議を開催し、新・市政改革プランの期間に合わせて中期目標を設定した。 ・12月に市債権回収対策推進会議を開催し、10月末の未収金残高状況に基づく年度後半の取組強化及び進捗管理の徹底を図った。また、進捗管理強化のため、目標達成に向けた取組が進んでいない債権所管に対し、ヒアリングを実施した。 ・3月に市債権回収対策推進会議を開催し、6年1月末の未収金残高の状況をもとに出納整理期間の取組の徹底を図った。また、3月には、市債権回収対策室が出納整理期間において更なる取組の強化が必要と考える債権を対象として、各債権所管に対して出納整理期間における取組計画の提出を求めた。 ・7月末（10月公表）、10月末（1月公表）、1月末（3月公表）の未収金の削減状況を取りまとめ、ホームページで公表した。 ・5年度中に消滅時効期間を経過する予定の債権に対する適切な事務処理を徹底させるべく、各債権所管の対応状況（7月末、10月末、1月末）を確認した。

②「OJT⁶⁴による徴収事務担当者の育成」等 - 市債権回収対策室と各所属の徴収ノウハウの共有化に向けて、「OJTによる徴収事務担当者の育成」を実施する。 - 債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施する。 - 新たに各所属監督者向けに債権管理の重要性の理解徹底を促進するための研修を実施する。	- 市税の徴収ノウハウを有する市債権回収対策室職員によるOJT研修を前期7～10月、後期11～2月に実施した。 前期 【実務コース】 2所属2名受講 【基礎コース】 13所属17名受講 後期 【実務コース】 1所属1名受講 【基礎コース】 4所属5名受講 - 債権管理・回収業務支援弁護士を活用した研修会等を実施した。 【法的知識（基礎編）】 6～8月にかけて4講座実施 164名受講 【ケーススタディ（基礎編）】 9～10月にかけて8回実施 66名受講 【法的知識（発展編）】 11～1月にかけて4講座実施 86名受講 【ケーススタディ（発展編）】 1～2月にかけて4回実施 40名受講 4～6月にかけて各所管課管理者層に対し、債権管理の重要性を説く研修を実施し、未収債権に対して主体的に考え、自律した債権管理を実施できるよう促した。 297名受講
---	--

取組期間（2～5年度）の成果

- 未収金残高については、19年度決算時に796億円あったものが、未収金対策により本取組期間開始前の元年度決算時には397億円まで圧縮していたところであり、引き続き取り組むとした本取組期間においても4年度決算では357億円と4年度の単独年度の目標においては未達成となったものの着実に圧縮している。これは、未収金対策について、副市長をトップとする大阪市債権回収対策会議等によるPDCAサイクルの観点に立った進捗管理や総括的指導のもと各債権所管において未収金対策の取組が強化されたこと、市債権回収対策室が実施する重複滞納事案の滞納整理が進んだこと及び各債権所管の自主・自律に向け、研修等を通じた徴収事務担当者の育成や法律相談を通じた所属への支援の取組が浸透してきたことによるものである。 5年度においては、当初目標（343億円）を徴収率の上方修正により、未収金残高目標を339億円と改めたうえ、引き続き未収金対策に取り組んできたところである。
--

今後の方向性

- 約350億円の未収金が存在することから、「新・市政改革プラン」で定めた9年度目標未収金残高約290億円達成に向け、引き続き未収金対策を推進する。 - 未収金対策は、歳入の確保はもとより、市民負担の公平性・公正性の確保からも不断に進めていくべきものであり、今後とも継続的なモニタリングの必要もあることから、これまで通り「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」の2本柱で全市的な未収金対策の取組を継続する。

⁶⁴ On-the-Job Training の略。職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し、日常的に職務のあらゆる場面を通じて業務に必要な知識・技術・技能・態度などを、計画的・継続的・反復的に指導し、習得させるもの。

【改革の柱4】ニア・イズ・ベター⁶⁵の徹底

柱4-1 地域活動協議会⁶⁶による自律的な地域運営の促進

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合 2～4年度 各区において前年度実績以上の数値を設定 ※ 市改革プロジェクトチーム会議での議論の結果、市として統一した目標が必要であるため、3年度以降の目標値を区ごとの設定から市全体の設定に変更 3年度 88.0% 4年度 89.0% 5年度 90.0%	92.7% ※ 区ごとの実績は、67 ページ「(参考) 柱4-1 地活協による自律的な地域運営の促進 各区状況」参照	達成

⁶⁵ 住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方

⁶⁶ 概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み

5 年度取組の実施状況

5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
① 地域の実情に即したきめ細かな支援 - 各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有する。 - 各区において、地活協の活動や自律の状況を把握し、地域カルテ⁶⁷更新の支援など地活協と課題を共有したうえで、区長会議くらし・安全・防災部会において、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組内容を収集・共有する。 - 区を越えた地活協の事例共有や連携促進のための交流の場について、区長会議くらし・安全・防災部会のもと実施方法等を検証し、必要に応じて交流の場を設定する。 - 自治会・町会への加入を促進するため、区長会議くらし・安全・防災部会において、4 年度までの取組や 5 年度からの新たな取組について、24 区の取組状況の集約・共有を行い、効果的な取組の整理・展開を行う。 - 一部の区では、コロナ禍以前の規模での地域活動再開に向けて、過去に行っていた活動ノウハウの活用や、地活協と地活協外部の人がつながる場の試行など、新たな地域人材の拡充に向けた支援を行い、地域活動運営の基盤強化を図る。 - 一部の区では、地域の担い手となる人材の確保について、地域とともに検討し活動のPRを行うなど、実行できるものから順次取り組む。	- 各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、3 月の区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有した。 - 地活協の活動や自律の状況を把握し、地域カルテ更新の支援など地活協と課題を共有したうえで、3 月の区長会議くらし・安全・防災部会において、地域の実情に即したきめ細かな支援を行った取組事例を共有した。 - 区を越えた地活協の事例共有や連携促進のための交流の場について、区長会議のもと実施方法等を検証し、1 月に開催した。 - 自治会・町会への加入を促進するため、4 年度までの取組や 5 年度からの新たな取組について、24 区の取組状況を集約するとともに効果的な取組を整理し、8 月及び 3 月に区長会議くらし・安全・防災部会において報告した。また、地活協の中心となる団体である自治会・町会の加入促進に戦略的に取り組むため、3 月に区長会議において「大阪市町会加入促進戦略」を策定した。 - 一部の区では、過去のノウハウを活用し、コロナ禍以前の規模での地域活動が再開された。また、地活協と地活協外部の人がつながる場として異業種交流会を実施（1 回）し、地域住民と企業・事業所・個人が、今後の新たな地域活動の連携に繋がるきっかけを作り、新たな地域人材の拡充に向けた支援を行った。 - 一部の区では、まちづくりセンター⁶⁸の支援により担い手募集のポスターを作成した。また、ポスター等の作成ツールを使用法をレクチャーし、地域自らの広報等の実施を促した。
② 地活協の意義・求められる機能の理解促進 各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有する。	- 各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、3 月の区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有した。 5 月から 8 月に全 4 回実施した市民協働職員研修において、地活協の意義や地活協に求められる準行政機能⁶⁹や総意形成機能⁷⁰についての理解を深める研修を行った。

⁶⁷ 地域ごとに地域特性や地域課題、地域活動協議会の活動状況や運営上の課題などについて、客観化・明確化するための資料

⁶⁸ まちづくりセンター：「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」の実現に向けて、市民による自律的な地域運営を積極的に支援することを目的としている機能や体制などの総称

⁶⁹ 校区等地域内で、他の市民活動団体が行っていない地域活動をカバー（補完）しながらまちづくりを進めていく機能

⁷⁰ 校区等地域の将来像や、住民の様々な意見の調整・取りまとめを行う機能のこと

・地活協の意義や求められる機能の促進に向けて、職員の理解を深める取組を行う。 ・一部の区では、地活協の役員等を対象とした補助金説明会で地活協の意義、求められる機能の理解がより深まるような説明を行う。 ・一部の区では、広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信（区内全戸配布）する。 ・一部の区では、地活協の役員や担い手を中心に、地活協の意義・機能の理解が深まるよう、情報交換会や意見交換会を定期的に開催する。 ・一部の区では、広報紙や広報板を活用して、広く区民に地活協の活動紹介を行う。	・一部の区では、補助金制度や会計事務の説明会などの機会を通じ、地活協の意義、求められる機能について、丁寧に説明を行った。（９区） ・一部の区では、広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信（区内全戸配布）した。（２区） ・一部の区では、地活協の役員や主な担い手を対象に、地活協の意義や機能の理解を深められるよう、まちづくりセンターを活用して情報交換会・意見交換会を開催した。（２区） ・一部の区では、広報紙に地活協の活動紹介を掲載し、広報板に地活協周知ポスターや活動紹介ポスターの掲示を行った。
③ 区の状況に応じた支援の実施 ・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有する。 ・区長会議くらし・安全・防災部会において、各区まちづくりセンター等⁷¹の支援内容・支援手法について全区で共有する。 ・各区まちづくりセンター等と連絡調整会議を開催し、事例共有や市民局業務のメニューに係る有用性等を紹介する機会を設ける。 ・一部の区では、SDGs⁷²についての理解促進及び自主財源確保の一助となる新たなペットボトル回収に関する説明を関係局と連携して行うなど、ＣＢ／ＳＢの取組が進められるよう支援する。 ・一部の区では、地域活動連絡会議のWeb開催や各地域でのWeb会議開催支援を継続し、ＩＣＴを活用した体制維持を支援する。	・各区が取組の進捗状況・目標達成状況に応じて必要な対策を検討する際に活用できるよう、３月の区長会議くらし・安全・防災部会において、各区の取組内容を共有した。 ・３月の区長会議くらし・安全・防災部会において、各区まちづくりセンター等の支援内容・支援手法について全区で共有した。 ・１０月に連絡調整会議を開催し、補助金会計事務の制度改正について説明、質疑応答を行うことで、課題等の共有や意見交換を行った。 ・一部の区では、関係局と連携し、新たなペットボトル回収に関する説明を継続して行った。結果、新たな地域において同取組が開始された。 ・Web会議の開催支援として、スマホ教室の開催や地域集会施設へのWi-Fi導入等の提案を行い、ＩＣＴを活用した活動支援を行った。

⁷¹ まちづくりセンター等：まちづくりセンター設置当初は本市からの外部委託であったが、現在では、本市の会計年度任用職員による支援を行う区もあることから、「等」と表記している。

⁷² Sustainable Development Goals の略。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標

取組期間（２～５年度）の成果

- ・地域の実情に即したきめ細かな支援について、各区において構成団体アンケート等を活用し、地域住民のニーズの把握に努め、地域実情に応じた活動内容の充実に向けた支援を実施した。また、町会加入促進に向けた各区の取組内容を共有するとともに、加入促進に戦略的に取り組むため区長会議において「大阪市町会加入促進戦略」を策定した。
- ・地活協の意義・求められる機能の理解促進については、各区において区民アンケートを活用し、分析を行い、転入者に向けた情報発信やＳＮＳ等を活用するなど効果的な広報を行い、地活協の意義・求められる機能の理解促進に努めた。
- ・区の状況に応じた支援の実施については、構成団体アンケートや地活協の取組状況を分析し、区の実情に応じた支援内容の充実を図った。

今後の方向性

- ・地域の実情に即したきめ細かな支援については、オンライン会議等のデジタル技術活用支援が十分でないなどの課題があるため区長マネジメントのもと「区政がめざす姿」に沿って取組を進める。また、「大阪市町会加入促進戦略」を基に各区でアクションプランを策定し、区長マネジメントのもと取組を進める。
- ・地活協の意義・求められる機能の理解促進については、地活協の役員や構成団体、地域住民の理解が深まるよう、引き続き、区長マネジメントのもと「区政がめざす姿」に沿って取組を進める。
- ・区の状況に応じた支援の実施については、区長マネジメントのもと、引き続き、まちづくりセンター等による地域支援の実態を把握し、地域の実情やニーズに即した最適な支援を実施する。

柱4-2 区CM⁷³制度の充実、更なるニア・イズ・ベターの追求

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
①-1 関係所属において区CM事業のPDCAが適切に行われ、制度の趣旨に即した運用が徹底されていると評価している区長（区CM）の割合 24 区中 2年度 21 区長 3年度 23 区長 4年度 24 区長 5年度 24 区長	24 区長	達成
①-2・② ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区CM権限等が適切に整理されていると考える区長（区CM）の割合 24 区中 2年度 21 区長 3年度 24 区長 ニア・イズ・ベターの徹底の観点から、区CM権限等の整理や区・局の連携の推進が適切に図られていると考える区長（区CM）の割合 24 区中 4年度 23 区長 5年度 24 区長	24 区長	達成

⁷³ 地方自治法上、「区長」は「区役所の長」であり、局の事務を所掌できないことになっていることから、現行の政令指定都市制度のもとで、区の区域内における各局の基礎自治に関する業務を横断的に総括し、局長以下を指揮監督する職として、24の「区シティ・マネージャー（区CM）」職を設置し、24 区長をもって充てる（兼務する）旨を大阪市の事務分掌規則に定めている。

5 年度取組の実施状況

5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
① 区 CM 制度の趣旨に即した運用の徹底に向けた区 CM 事業の P D C A サイクルによる事業監理の強化及び区 CM の権限等の整理 区長会議において、成果指標測定のためのアンケートにおける各区長（区 CM）の意見等を踏まえ、5 年度の目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める。	- 区長会議において、「区 CM 事業の P D C A」の仕組みの運用状況について振り返った結果を関係所属に周知するとともに、その実践の徹底を図った。 - 区長会議において、区 CM 事業の関係所属職員に対する e ラーニングを実施するとともに分析・検証を行い、その結果を関係所属に対してフィードバックした。
② 区 CM が決定権を有しない基礎自治に関わる局の施策・事業に係る区・局の連携の推進 区長会議において、成果指標測定のためのアンケートにおける各区長（区 CM）の意見等を踏まえ、5 年度の目標達成に向けた課題を洗い出し、その解決に向けて取組を進める。	- 全市的な行政計画の策定や新規取組の企画立案等に関し、区長会議と関係所属が連携して取り組んだ。 「ニア・イズ・ベターの徹底に向けた区・局の連携推進方針」を改正し、局の次年度予算の要求に係る区長会議の関わりについての記載の明確化を図った。
③ 行政区の今後のあり方の検討 行政区の今後のあり方について、議会での議論を踏まえ、区長会議、関係局連携のもと検討を進める。	- 議会からの要請に応じて説明等を行うための窓口として、情報提供等の対応を行った。 - 他都市状況の情報収集を行った。

取組期間（2～5 年度）の成果

- 区長（区 CM）の権能のあり方の整理を踏まえて策定した「ニア・イズ・ベターの徹底に向けた区・局の連携推進方針」に基づき、区・局の一体的な行政運営を促進した。 - 行政区の今後のあり方について、議会からの要請に応じて説明等を行うための窓口として、情報提供等の対応を行った。
--

今後の方向性

今後、「新・市政改革プラン」の取組方針「ニア・イズ・ベターの徹底」（「区政がめざす姿」）に基づき、区局一丸でのニア・イズ・ベターの推進に引き続き取り組む。

柱4-3 区役所業務の更なる改善の推進

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
2年度 ・標準化の計画策定 ・1年目の標準化計画達成 3年度 ・2年目の標準化計画達成 4年度 ・3年目の標準化計画達成 5年度 ・標準化計画により標準化した業務のモニタリングが行われている状態の確立	・標準化計画により標準化した業務のモニタリングが行われている状態の確立	達成

5年度取組の実施状況

5年度取組内容	5年度の主な取組実績
① 区役所業務における業務改善のベストプラクティスをもとにした24区の標準化と、更なる改善を継続的に進めていく仕組みの構築 ・国の標準準拠システムの進捗状況に応じて、プランに掲げる対象とする区役所業務に係る改善本部のもと、各区及び関係所属の意見を十分に聴取・考慮しつつ、標準化計画に沿った4年目の取組を進めていく。	・改善本部のもと、標準化計画により標準化した業務のモニタリングが行われている状態を確立した。 区長会議福祉・健康部会及び同こども・教育部会とも、改善本部として、4年度までに標準化した業務のモニタリングを行うとともに、対象業務の更なる改善を効果的・効率的に進めるためには、国における自治体情報システム標準化の進捗を待つ必要があり、今後、国における進捗を見定めながら本市における改善の取組を進めていくとの結論を確認した。

取組期間（2～5年度）の成果

・プランに掲げる対象とする区役所業務について、国における自治体システム標準化の進捗を待つ必要のある事項を除き、保育施設等一斉入所のオンライン予約の全区での開始など、局と区役所が連携して継続的な業務改善が図られている状態の確立を図った。

今後の方向性

・5年度において最終的な目標を達成しているため、今後は自治体システム標準化の進捗を見ながら引き続き業務改善に取り組む。

【改革の柱5】人材育成・職場力の向上

柱5-1 次代を担う職員の育成

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」と回答した職員の割合 2年度 10% 3年度 10% キャリアデザインシートにおいて「状況に応じて、リーダーシップを発揮している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」「やや思う」と回答した係長級以上の職員の割合 4年度 58% 5年度 66% キャリアデザインシートにおいて「組織から求められる役割を理解している」かつ「困難な問題にも積極的にチャレンジし、自己成長につなげたい」に、「思う」「やや思う」と回答した係員の割合 4年度 77% 5年度 80%	係長級以上：65.0% 係 員：79.8%	未達成

5年度取組の実施状況

5年度取組の内容	5年度の主な取組実績
① 自主的・主体的に行動することができる職員の育成・支援 - 全職員を対象としたDX基礎研修を実施し、行政スキルに加えデジタルスキルを身につけ、自主的・主体的に行動できる職員を育成する。 - 民間企業との人事交流研修の更なる拡充に取り組む。	- 複雑化・多様化する行政課題に対応できる専門性のある職員や自主的・主体的に行動できる職員を育成する必要性が高まっており、とりわけ、デジタル技術の活用力は必要不可欠であることから、職員として必要なDXマインドやデジタルリテラシーを身につけ、積極的にDX推進に取り組む姿勢・能力を養うため、全職員を対象としたDX基礎研修を実施した。 - 民間企業との人事交流研修において実施した官民若手職員交流勉強会について、さらに職員の視野を広げ、組織の活性化につながる取組とするため、4年度は1社であった参画企業を4社に拡充するとともに、各職場から広く受講希望者を募り、より効果的で充実した意見交換ができるものとした。

② 各所属における職員の専門性の向上 - 各所属における専門研修での適切なeラーニングシステムの活用を促進し、専門性の向上に取り組む。 - 全職員を対象としたDX基礎研修や、全課長級を対象としたDXマネジメント研修を実施する。	- 各所属で実施する研修において、eラーニングシステムを活用し専門性を向上させる研修の実施を支援した。 (127コンテンツ) - 全職員を対象としたDX基礎研修や全課長級を対象としたDXマネジメント研修において、自治体におけるDX推進の必要性について理解するとともに、DX時代に適応したマネジメント力を身につけるために必要なカリキュラムを実施した。
③ 職員による改善、問題解決や新たなチャレンジを促す仕組みの構築 - 業務改善や問題解決に資する取組事例や手法について、職員向けeラーニング等により情報発信及び研修を引き続き実施する。 - 様々な課題に積極的にチャレンジする組織風土を醸成するための仕組みを検討する。	- 全所属の係長・係員を対象に業務改善や問題解決に資する「問題解決研修」(eラーニング)を実施した。 - 様々な課題に積極的にチャレンジする組織風土を醸成するための仕組みを検討した。

取組期間（２～５年度）の成果

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修の実施手法に大幅な見直しが必要となったことから、研修内容に応じてオンライン研修やeラーニングシステム、動画配信を適切に活用するなど、時間や場所に捉われない、効率的・効果的な人材育成に取り組んだ。 - 自己啓発講座について、幅広い視野や多様な知識を身につける機会を設けるため、３年度は２講座のところ、４年度は１５講座、５年度は１４講座と拡充し、受講者数が年々増加するなど、自ら学び考え行動する「自律した職員」の育成について、一定の成果を出している。 ５年度においては、５年３月策定の「大阪市DX戦略」を踏まえ、全職員を対象としたDX基礎研修や全課長級を対象としたDXマネジメント研修を実施した。また、定年引上げ等に伴う役割や環境変化への対応力を身に着けるためキャリアデザイン研修を拡充するなど、研修の目的や内容、受講生の属性に応じた研修を実施した。 - また、職員による改善、問題解決や新たなチャレンジを促すため、業務改善や問題解決に資する取組事例や手法について、職員向けeラーニング研修等を実施した。 - これら取組により、当初の５年度目標（係長級以上６０％）を４年度、５年度と２年連続で達成しており、目標を上方修正するなど、次代を担う職員の育成について、一定の成果を上げることができた。

今後の方向性

「新・市政改革プラン」の取組項目「自ら学び考え行動する『自律した職員』の育成」において、引き続き「大阪市人材育成基本方針」のもと、自主的・主体的に行動し、複雑化・多様化する行政課題にも対応できるよう、任用、人事評価、研修等の様々な人事制度を活用し、専門性やチャレンジ精神のある職員の育成・支援に取り組んでいく。

【改革の柱6】働き方改革

柱6-1 働き方改革の推進

5年度目標の達成状況

目標	5年度実績	5年度目標の評価
2年度及び3年度 【長時間労働の是正】 ・職員1人あたりの時間外勤務の年間平均時間数 2年度 124時間 3年度 124時間 ・職員1人あたりの年次休暇の年間平均取得日数 2年度 16日 3年度 16日 【仕事と生活の両立】 ・男性職員の育児休業等取得率 2年度 13.0% 3年度 30.0% ・管理職に占める女性職員の割合（事務系） 2年度 課長級以上 20.0% 係長級以上 30.0% 3年度 課長級以上 20.0% 係長級以上 30.0% 4年度 抜本的な働き方改革の実現に向けた実施方針の策定 5年度 「働き方改革の実施方針」に基づき各取組の導入検討を行い、フレックスタイム制度等、導入可能なものから順次運用開始	・「働き方改革の実施方針」に基づき各取組の導入検討を行い、時差勤務制度の拡充、テレワーク⁷⁴制度の拡充、育児職免の拡充、フレックスタイム制の導入等を行った。	達成

⁷⁴ ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと

5 年度取組の実施状況

5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
① 長時間労働の是正 引き続き、時間外勤務の上限規制を踏まえて、PCログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、モニタリングを実施するなどにより、長時間労働の是正に向けて取り組む。	PCログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、各所属の時間外勤務の状況に応じてヒアリングを実施するなど、長時間労働の是正を図った。
② 働きやすい職場環境づくりの取組 引き続き、研修の実施や制度の周知及び既存制度の利便性の向上などにより、働きやすい職場環境づくりを推進する。	階層別研修のほか、引き続き「女性職員の多様な働き方を考えるコラム」の発行・周知を行うなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んだ。
③ 柔軟な働き方の推進 引き続き、テレワーク等の各種制度による柔軟な働き方の更なる推進に取り組むとともに、「働き方改革の実施方針」に基づき各取組の導入検討を行い、フレックスタイム制度等、導入可能なものから順次運用を開始する。	テレワーク等の各種制度による柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、「働き方改革の実施方針」に基づき各取組の導入検討を行い、時差勤務制度の拡充、テレワーク制度の拡充、育児職免の拡充、フレックスタイム制の導入等を行った。
④ コミュニケーション活性化・ムダ取りのためのオフィス改革 各所属における庁内会議の実態を調査し、その結果に基づき各所属による自律的な改善を促すことで、全庁的な庁内会議の見直しを進める。	- 庁内会議の見直しについて、「スマート会議・スマートe-会議」の取組を進め、情報発信や職員向け研修などを実施した。 - 各所属の実態を定量的に把握するため、職員アンケートを定期的実施し、所属別のアンケート結果を各所属に提供して自律的な改善を促したことにより、取組前と比較して肯定的な回答が増加した。 - 各所属を対象にアンケートを実施し、6割以上の所属から改善したとの回答があった。

取組期間（2～5年度）の成果

- PCログ管理支援システムを活用しながら管理の徹底を図るとともに、各所属の時間外勤務の状況に応じてヒアリングを実施するなど、長時間労働の是正を図った。 - テレワーク等の各種制度による柔軟な働き方の推進に取り組むとともに、関係所属によるワーキンググループを開催し、職員の意識調査を行うなど、全庁横断的な取組に向けた検討を行った。 4年度に副市長をトップとした大阪市働き方改革プロジェクトチームを設置し、働き方改革のビジョンとなる「働き方改革の実施方針」を策定し、方針に基づき各取組の導入検討を行い、導入可能なものから順次運用を開始した。 - 生産性の向上や働き方改革の観点から、庁内会議の見直しについて、効率的な会議をめざす「スマート会議・スマートe-会議」の取組を進めた。

今後の方向性

- ・副市長をトップとした大阪市働き方改革プロジェクトチームを設置し、働き方改革のビジョンとなる「働き方改革の実施方針」を策定している。今後は、「新・市政改革プラン」の取組方針「働き方改革」のもと、DX戦略、各所属における業務改善・業務改革の取組とも連動しながら、大阪市働き方改革プロジェクトチームにおいて進捗管理を行うこととする。

(参考) 柱 4-1 地域活動協議会による自律的な地域運営の促進 各区状況

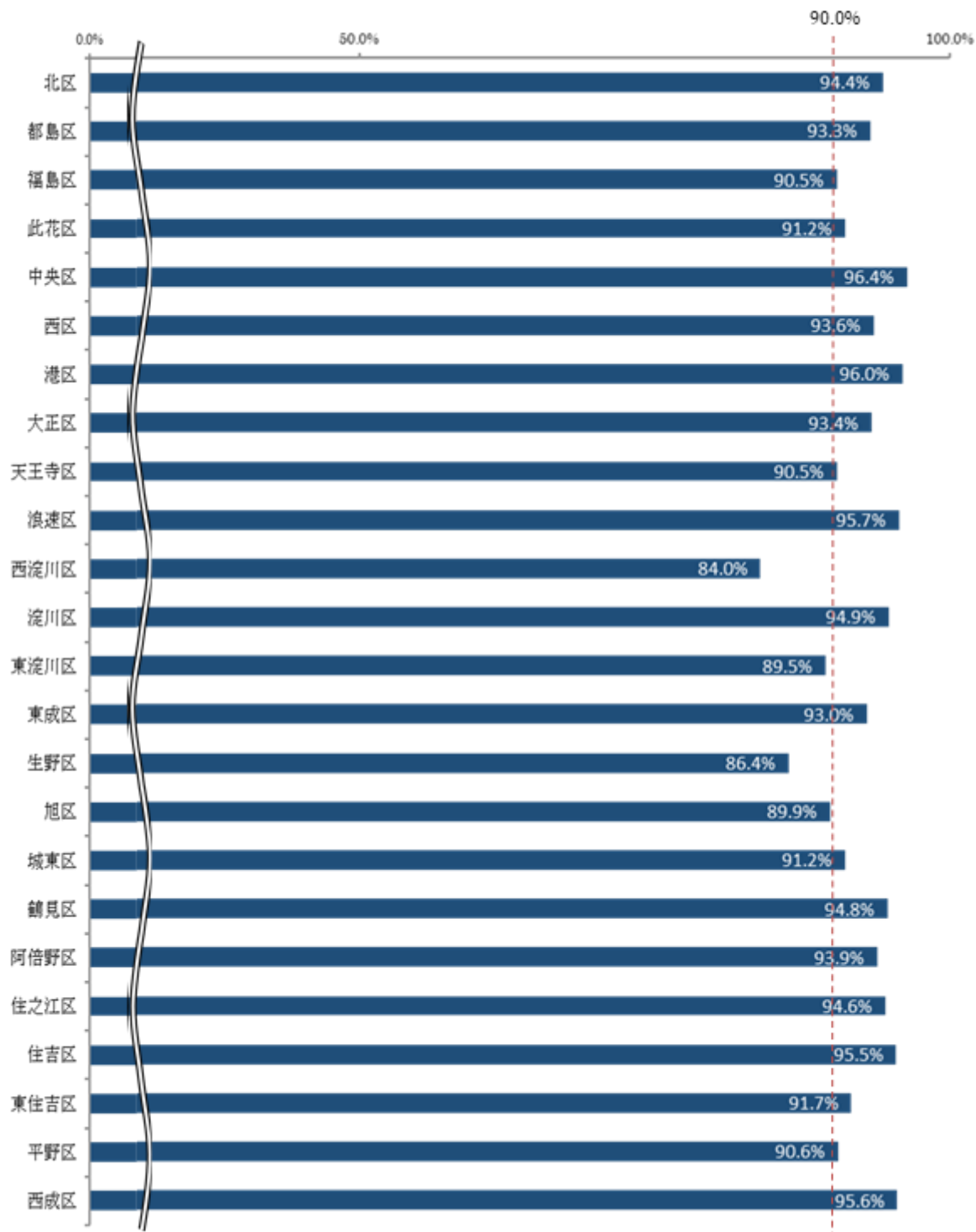
【各区における5年度実績】

目標指標：地活協の構成団体が、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組が自律的に進められている状態にあると思う割合

5年度目標：市全体で90.0%

市全体の5年度実績：92.7%（目標達成）

区ごとの5年度実績：



5 年度取組の実施状況

取組①「地域の実情に即したきめ細かな支援」

	5 年度の取組内容	5 年度の主な取組実績
北区	地域住民やボランティア団体等が地域イベントや事業への参画をきっかけとして、地域活動の担い手の方々と共に取り組めるよう、地域のつながりづくりを支援する。	地域住民等が地域活動へ参画するきっかけとするため、各地域が実施している地域イベントや事業の広報、周知を行った。また、区内の大学や専門学校の学生がボランティアスタッフとして地域イベント等に参画するための支援を行い、地域のつながりづくりを支援した。
都島区	- 引き続き、若年層の地域参画を促進するため、地域公共人材などを活用し、次世代の人材育成に向けた支援を行う。 - まちづくりセンターと連携しながら、引き続き、地域の会計担当者を対象とした会計事務説明会を実施する。	- 若年層の地域参画を促進するため、次世代の人勢育成に向けたワークショップの開催支援を行い、地域の若い世代が主体となる事業の実施決定に至った。 - まちづくりセンターと連携し、 ①地域の会計担当者を対象とした会計説明会を実施するとともに、地域間の交流を深めた。 ②地活協を含む、区内で活動を行う団体や個人を対象として、活動の情報発信を目的とした広報説明会を実施し、新たな連携や協働への取組を行った。 ③地域の垣根を越えて課題や好事例を共有できるよう、地域担当者等を対象としたオープンチャットを開設した。
福島区	- 新型コロナウイルスの感染対策を踏まえ、地域活動に向けたマニュアル作成を支援し、安定的・円滑な事業実施が行なわれるよう支援していく。 - SNSを活用するための環境整備を支援するほか、わかりやすく丁寧にSNS活用の説明や事例を共有するなど地域の理解を深め、地域実情に合わせたスキル向上支援を行う。 - 担い手の不足についてSNS等の活用で新たな担い手を募集できるように支援する。 - 各事業の場を地活協のPRの場として活用していくことで、より多くの方に地活協の意義や活動内容を理解してもらい、今後の担い手の確保に努める。	- 地域の実情を考慮し、新型コロナウイルスの感染対策を踏まえながら活動を再開している地域の活動手法や内容をまとめて各地域へ情報共有することで、安定的・円滑な事業実施が行なわれるよう支援した。 - 各地域でのSNS活用を促進するために環境整備を支援し、SNS活用のわかりやすい利用マニュアルを作成し配布を行い、ホームページ、X（旧：Twitter）などの更新頻度の高い地域が増加した。 - 各地域のホームページやチラシなどで担い手募集記事掲載を行った。啓発物品を活用して、担い手募集を行った。 - 盆踊りやもちつき大会など、多数の参加者が見込める事業で地活協事業PRチラシを配布して地活協の活動を周知し、担い手の確保に努めた。

此花区	・引き続き、地域での活動や取組を地活協が中心となって開催していることをSNSや区役所の広報板で情報発信する。 ・コロナ禍以前の規模での地域活動再開に向けて、過去に行っていた活動ノウハウの活用や、地活協と地活協外部の人がつながる場の試行など、新たな地域人材の拡充に向けた支援を行い、地域活動運営の基盤強化を図る。 ・オンラインを活用し、幅広い年齢層へ地域活動を紹介することで、新たな地域資源や人材の発掘につなげる。 ・引き続き、地域カルテの更新と地域ごとの現状や課題の把握に取り組む。(9地域)	・地活協の取組や活動をSNS(公式LINE、Facebook、Instagram)や区役所の広報板で情報発信した。(SNS322回、広報板10回) ・過去のノウハウを活用し、コロナ禍以前の規模での地域活動が再開された。また、地活協と地活協外部の人がつながる場として異業種交流会を実施(1回)し、地域住民と企業・事業所・個人が、今後の新たな地域活動の連携に繋がるきっかけを作り、新たな地域人材の拡充に向けた支援を行った。 ・地域の広報活動に係るSNS等の活用に関して知識に長けた人材とのマッチングを行った。(1地域) ・地域カルテの更新を行い、地域ごとの現状や課題の把握に取り組んだ。(9地域)
中央区	・広報紙に、地域活動に関わる記事を掲載する。 ・区庁舎1階の「地活協コーナー」に、地活協の活動紹介パネルやイベントチラシなどを掲示する。 ・様々な地域情報をFacebook等で発信する。 ・ガイドラインを活用し、出前講座などを通じて居住者同士のつながりづくりの大切さや地域活動への関心を持ってもらえるきっかけとなるよう啓発する。 ・地域活動参加へのきっかけづくりの一環として、防災講演会や防災訓練計画作成などの「マンション防災」の取組を支援する。	・各地域の魅力やまちの自慢を紹介した地活協の活動を10月号の広報紙に掲載した。 ・区庁舎に「地活協コーナー」を設け、地活協の活動紹介パネルを掲示した。 ・地域イベントなどの地域情報を随時Facebook等で発信した。 ・マンション等の建築段階から地域との関係をつくるために作成したガイドラインを活用し、住民と地域をつなぐ取組を支援した。 ・マンション居住者を対象に防災講演会を企画開催し、防災訓練など「マンション防災」の取組を支援した。(防災講演会1回、防災訓練9ヶ所)
西区	・地活協の広報や、自治会・町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙・ホームページ等を通じて区民に広報する。 ・区内イベント等で活動目的の周知や活動への参加を呼びかける。	・地活協の広報(7月)や、自治会・町内会、子ども会など地縁型団体の活動状況について、活動主体と連携して広報紙(7・10月)・ホームページ等を通じて区民に広報を行った。 ・区内イベント等で活動目的の周知や活動への参加を呼びかけた。

港区	・アフターコロナにおける地域活動の再開と活性化に向け、コロナ禍の事業延期や取組の中止による活動への影響等を洗い出し、各地域の実情に応じ、地域スタッフへのきめ細やかな支援を行う。 ・各会館におけるオンラインハイブリッド型会議の環境整備を継続して支援するとともに、実際の会議や説明会をオンラインハイブリッド型で実施しながら、操作の習熟度の向上に向けて支援を行う。 ・様々な広報媒体を活用して地活協の認知度向上に取り組む。 ・アフターコロナにおいて再開される各種地域イベントや区役所主催の催し等の機会を活用し、啓発活動に取り組むなど、地活協の認知度向上を進める。 ・住民や区内企業等、区内に在住、在勤する全ての人たちに関わる防災をテーマとしたイベントを継続的に開催し、広く意識づけすることにより、災害時における地域連携の促進に取り組む。 ・地域と他の活動主体の連携によるメリットが双方に実感されるよう相互調整や連携創出に向けて引き続き各々の課題やニーズ把握を行い、マッチングにつなげていく支援を行う。 ・地域の課題やニーズを把握し、地域実情に応じて企業、NPOなど多様な活動主体が連携、協働して地域課題解決とSDGsを踏まえた持続可能な地域づくりに取り組んでいくことができるよう必要な支援を行う。	・コロナ禍により、長期にわたり地域活動が延期や中止となっていたため、活動の再開に向けて事業の見直しも含め、各地域の事情を確認しながら、今後の円滑な活動再開に向けて、地域スタッフへの丁寧な支援を実施した。 ・アフターコロナでは、オンライン会議の減少傾向が見られたため、コロナ禍で培ったオンラインに関する知識を引き続き活用できるよう、オンラインハイブリッド型会議の利用を促し、運用のフォローを行うなど継続して支援を行った。 ・広報紙、SNS、YouTube、チラシ、啓発物品、イベントでのパネル掲示等により地活協の活動について情報発信を行った。 ・地域の夏まつりや区民まつり、子育て層をターゲットとしたコミュニティ育成支援イベント等の機会を活用し、チラシ、啓発物品等を配布し啓発活動を展開した。 ・3年目となる防災をテーマにしたイベントを12月に開催し、区内外の企業や団体と連携しながら地域住民に地域防災活動に触れる機会を提供した。 ・スポーツを通じて地域活性化と住民の交流促進を図るスポーツコミッションの取組を継続して各地活協に紹介し、連携した活動創出につなげた。 ・地域貢献を実習として希望する大学や専門学校と地域をつなげ、双方に有益な機会となる支援を行った。 ・大学のインターンシップ活動（7月から10月）を活用し、学生による地域活動への参加や企画をサポートすることで、持続可能な地域づくりに取り組んでいくことができるよう支援した。また、地域と連携して、学生が主体となり、地域課題である第一層⁷⁵支援につなげる手法などの検証を行った。
大正区	・地域カルテや地域担当制の活用、構成団体アンケートや区民アンケート調査によるニーズの把握を通じ個々の地域の実情に即した支援を行い、地域活動への住民参加を促す。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止していた活動を再開させるため、地域の実情に即したきめ細やかな支援を行い、活動再開に向けて、地活協補助金の有効な活用等具体的な支援を改めて行う。	・構成団体アンケートや区民アンケート調査結果を地域カルテに反映するとともに、アンケート結果を活用し、区民が地域に期待する取組と地域活動との照合を行うことで、地域のニーズや実情に即した支援を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により一時休止していた活動（餅つき、食事サービスにおける会食等）の再開については、特に、運営の手法等のきめ細やかな支援とともに、地活協補助金の有効な活用等具体的な支援を改めて行った。

⁷⁵ 地域活動の対象範囲を表した表現で、第一層とは「自治会・町内会単位」をさしている。なお、29年1月にまとめられた「区政の検証」では、第一層のほかに、第二層を「校区等地域単位」、第三層を「区単位」としている。

天王寺区	・引き続き、地域カルテの更新支援と、地域が主体的に活用できる支援を行う。 ・役員や担い手の交代にともなう引継ぎや、会計処理・事務処理が自律的に円滑に進められるようまちづくりセンターを活用して地域実情に応じた支援を行う。 ・まちづくりセンターを活用してFacebookの活用促進の支援を継続して行う。	・まちづくりセンターを活用して地域カルテの更新を行い、備品台帳や防災備蓄品リスト、経年の決算書等を編綴し、担当者引継ぎや地域内での情報共有ができるように支援を行った。 ・まちづくりセンターを活用して、補助金の活用や活動の手法などについて、他地域の情報を共有できるよう情報交換会を実施した。また、地域ごとの自律状況を把握し、地域実情に応じた支援を行った。 ・まちづくりセンターを活用して、地域の活動情報をFacebookやポスター、チラシにより継続的に発信できるよう支援を行った。
浪速区	・10月号広報紙に地活協の特集記事を掲載、ホームページでの動画掲載、SNSでの地域活動情報発信を行う。 ・地活協の活動内容紹介や町会加入を促進するチラシを各種行事等で配布することで、第一層へのアプローチを強化する。	・10月号に地活協の紹介及び町会の特集記事を掲載、地域の魅力をYouTubeで配信、SNSで地域活動を随時発信した。 ・地活協の活動内容紹介や町会加入を促進するチラシを各種行事等で配布することで、第一層へのアプローチを強化した。
西淀川区	・地域の担い手となる人材の確保について、地域とともに検討し活動のPRを行うなど、実行できるものから順次取り組む。	・まちづくりセンターの支援により担い手募集のポスターを作成した。また、ポスター等の作成ツールの使用方法をレクチャーし、地域自らの広報等の実施を促した。
淀川区	・4地域について、地区防災計画改定に係る支援を行う。 ・LINEWORKSを活用して、メンバー間の会議の連絡・調整が容易となるよう支援する。	・4地域の地区防災計画改定において、地域での話し合いの際の調整・支援や大学教授を招いた勉強会を実施した。 ・LINEWORKSを活用して情報共有を行えるよう、スキルアップ講座を開催した。(全1回)
東淀川区	・コロナ禍及びアフターコロナを見据え、「新しい生活様式」に沿った形でニーズに応じた活動が継続的にできるよう支援する。 - 例：SNSを活用した広報をテーマとした広報講座の実施。 ・地域担当職員による、地域力向上に向けた支援を継続する。	・SNSを使った広報について(上手な活用方法、注意点など)広報講座を2回実施し、各地域の広報力向上を図った。 ・「福祉×防災」の視点が持続可能な地域を創る!!をテーマに「東淀川区まちづくりフォーラム」を実施し、地域(3地域)に活動事例等を発表していただき、テーマに対し、クロストークを行った。 ・地域活動や補助金運用に係る情報提供等を行うため、オンラインを活用しながら地活協連絡会議を開催した。 ・地活協実務者学習会として全6回の学習会を実施し、うち一回は全市的な地域活動協議会活動補助金の補助率変更に伴う要綱改正について、各地域個別に説明を行った。なお、希望地域には複数回の説明を行った。 ・地域づくりアドバイザーにより、各地活協が円滑に運営できるよう、助言等を行った。

東成区	・震災訓練への参加や災害時協力企業への登録、地域イベントへの参画など、地域と企業間の連携に向けた道筋を具体的に立案し、スピード感をもって実現させるべく、引き続きまちづくりセンター等との連携を進める。 ・加入促進に向けた第一層支援として、地域活動の発信や発信ツールの整備など、ICT等も活用した支援策を考案し、実施していく。	・まちづくりセンター等と連携し、区内企業や市民活動団体など、多種多様な関係先とのマッチングを図り、多文化共生の視点など新たな地域課題も意識した日本語学校と区内学校との交流事業、高齢者施設における地域活動への場所の提供や入居者の地域活動への参加など、多くの連携を実施した。 ・町会加入促進に向けたチラシ作成や情報発信等について、地域ニーズにあわせた柔軟な支援に取り組み、改めて地域活動の意義や役割を認識し、モチベーションアップにつながる機運を醸成した。さらに Facebook、Instagram などを活用した情報発信について、地域独自媒体での取組が進むよう、担い手の発掘から手法まで支援を行い、11 地域中 10 地域で整備された。
生野区	・まちづくりセンターと連携し、コロナ禍明けの地域活動の再開と新型コロナウイルス感染症により変化した生活様式に対応できる地域活動を地域の実情に即して行えるよう最適な支援を行っていく。	・まちづくり協議会（以下「まち協」という。）の制度説明会時に、まちづくりセンターと一緒に地域の役員との意見交換の場を設け、各まち協の現状や課題についての情報収集を行い地域のニーズ把握をした。 ・気軽に誰もが参加でき、交流できる場として「まちカフェ」を再開し、意見交換や情報収集を行い、その情報をまち協に提供するとともに、参加者（団体）との連携の可能性を検討した。
旭区	・各地活協が全ての住民を対象として実施する防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツなど様々な分野における事業や地活協の運営等（組織運営・会計等）に関する支援を継続して実施する。 ・全ての地域で活動が再開されるよう、各地活協の活動状況等を把握し、それぞれの課題を共有したうえで、地域の実情に即した助言や提案等をはじめとした、きめ細かな支援を継続して実施する。あわせて、新たな担い手の育成やより多くの住民の活動参加を促す。	・事業実施に関する相談対応をはじめ、補助金申請等を含む会計説明会を地域ごとに個別に開催するなど、各地活協の活動に対して幅広い支援を行った。 ・地域活動の再開に向けた支援に努めた結果、事業見直し等はあったもののすべての地域で従来に近い活動が再開された。また、情報交換会の開催等により新たな担い手の育成支援を行うとともに、区広報紙を活用した地活協のイベント紹介等により住民の活動参加を促した。
城東区	・地域のニーズに応じてSNSやホームページの運営を支援する。 ・広報誌等における各地活協の活動紹介及び各地活協が運用するSNSやホームページとの連動に継続して取り組む。	・地域の実情やニーズに応じて、既存のFacebook やホームページに限らず、広報誌や Instagram 等の媒体による情報発信を支援した。 ・広報誌における各地活協の活動紹介記事に、各地活協が運用するSNSやホームページにアクセスできる二次元コードを掲載した。
鶴見区	・地域課題の取組が自律的に進められるよう、準行政的機能に係る情報発信、総意形成機能に関する助言を実施する。 ・まちづくりレポートの活用支援・更新を行うなど、新しい生活様式に適した地域	・各地活協の運営委員会や補助金説明会など様々な機会を活用し、まちづくりセンターと連携した、準行政的機能に係る情報発信、総意形成機能に関する助言を実施した。 ・まちづくりレポートを活用し、地域、関係団体（まちづくりセンター）等と課題を共有し、

	活動支援を実施する。 ・町会加入促進のため、区内不動産会社へのリーフレット配架に取り組む。	解決に向けた支援を行った。 ・町会加入促進のため、区内不動産会社へのリーフレット配架に取り組んだ。
阿倍野区	・様々な活動主体と地域の活性化を図るため、地域カルテを活用して地域課題等の共有や、新たな担い手不足の解消等の地域課題に対し、地域が実施している効果的な事業の情報を提供するなど、地域活動再開に向けて支援を行う。	・「地域活動見本市」を開催し、“アフターコロナに芽生えたちから”と題し、各地域における“新たな取組”や、地域活動に関する研究、体験についての発表の場を設け、連携を進める場の提供、それぞれの情報の共有を行った。 ・地域カルテの活用について、各地域活動協議会の総会等で共有し、課題認識に活用した。 ・中間支援組織のホームページから地域のSNSへリンクを張り、各地域の情報発信を支援した。 ・町会や各種地域団体等の活動を支援するため、リーフレットの作成や広報紙への掲載、転入者に配布を行った。
住之江区	・まちづくりセンターと連携し、地域広報紙の発行や「すみのえ情報局」等ICTを活用した広報など、地活協の実情に合わせた情報発信等の取組を支援する。	・地活協の広報担当者実務者交流会「広報編」（8月）及び「広報実践編」（1月）を実施し、LINEの活用方法やチラシの作成方法について説明をした。また、「すみのえ情報局」の投稿方法や活用事例についても紹介した。
住吉区	・アフターコロナに向け、行事の再開や拡充、誰もが気軽に参加できるような新規事業の創設など、地域の実情に応じ支援する。 ・地域活動への区民の参画（特に若い世代や子育て世代）を促進し、新たな担い手を発掘するため、地活協による広報紙発行やSNSを活用した情報発信を重点的に支援する。 ・マンション建設時から管理者等に町会加入の働きかけを実施するとともに、町会未加入のマンションを優先に防災訓練を実施し、訓練を通じて地域活動への参画及び町会加入を促進する。 ・地域行事の中での企業や学生と連携したスマホ教室等の実施や、SNSの活用による情報連絡体制の構築ができるよう支援する。	・まちづくりセンターと連携し若い世代など幅広い市民参加の促進に向けた助言・支援や地活協構成団体の連携促進および担い手育成に向けた支援、地活協と他の活動主体との連携・協働に向けた支援を行ったことで、全12地域において概ね計画どおり事業実施されるとともに、4地域において新規事業の創設、1地域で事業の拡充があった。 ・地活協広報紙の発行支援を3地域で行い、1地域で新たな広報紙が発行された。 ・地活協役員向けに新たな広報ツールやSNSの活用について講座を開催したことにより、2地域でSNSを活用した情報発信につながった。 ・計画調整局から提供された大規模マンション建設情報を7町会へ提供し、加入に向け働きかけが行われた。 ・6棟のマンション住民に防災意識向上研修を実施し、地域の防災訓練への参加や町会加入を呼びかけた。 ・町会加入促進のチラシについて、不動産団体に継続的な配架を依頼した。 ・区と社会福祉協議会が連携し、企業や学生などが講師となり地域の集会所等において、10地域で65回のスマホ教室等を実施するとともに、スマホボランティア養成講座を開催した。 ・SNSの活用による情報連絡体制の構築支援を行い、新たに1地域で情報連絡体制の構築

		策を確認した。
東住吉区	・地域の状況を把握するため地域での聞き取りを行い、支援事業者と連携しながら、活動への助言や提案を行うことで課題解決に取り組む。 ・説明会等で各地域の情報共有を図り、各地域の気づきや、連携に繋げる。	・全地域にヒアリングを行い支援事業者と連携し、地域図書館の開設や二次元コードを活用した広報物の作成等の支援活動を行った。 ・説明会にて先進的な取組ができている地域の例を紹介、支援についての説明を行った。
平野区	・コロナ禍前のように地域活動ができるよう、まちづくりセンターと連携して地域ごとの成功事例を共有することによって、地域行事が途切れないように支援していく。	・タウンミーティングを開催し、地域活動に携わる様々な立場の人が集まり地域ごとの成功事例や地域課題を共有することで、新たな交流が生まれる機会を設けた。
西成区	・各地域と活動内容や課題をはじめとする地域状況を共有し、地域や構成団体が必要と感じている活動のより効果的な実施に向けた検討を支援するため、各種アンケート結果の分析や内容見直しの提案等を行う。	・昨年度の区民ニーズ調査結果等を活用し、各地活協における事業の見直し提案や、内容検討の支援を行った。結果、ある地活協では地域のニーズに即した新たな事業の立ち上げに至った。

取組②「地活協の意義・求められる機能の理解促進」

	5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
北区	- 地活協の意義や求められる機能について、引き続き、地活協と認識共有し、地域住民の理解が深まらない原因を分析したうえで課題を抽出し、地域活動連絡会議や区政会議の場などで積極的に発信するとともに、各地域の課題に応じ、ICTや広報紙、掲示板なども活用しながら、効率的な支援を行う。 - マンションの居住者に居住者同士の交流や、地域とマンションのつながりづくりに向けて、引き続き、特に関心の高い防災の視点から支援を行う。	- 地活協への理解を深めるため、地域活動連絡会議や各地域の運営委員会等の場を活用し、各地活協の活動内容や運営手法等の共有を行い、各地域へのアンケートにより課題の抽出を行った。また、各地活協が実施しているイベントや事業の広報、周知を、広報紙やホームページ、Facebook等へ掲載することで、活動の必要性を地域住民と共有した。 - 区内世帯の約9割がマンション住民である中、防災啓発チラシ「YouTubeで見る防災」をマンション管理会社を通じて各マンションへ送付し、啓発を行った。
都島区	引き続き、広報誌やSNS、地域イベント等を積極的に活用することで、地域住民に対する地活協の理解促進に向けた取組を進める。	- 広報誌（8月、10月、11月、2月）やFacebook等を活用し、より多くの地域住民に向け、地活協の活動紹介を中心に地域コミュニティ活性化につながる情報発信を行った。 - SNS等の電子媒体の開設及び活用に向けた支援を行ったことにより、全ての地活協においてFacebookやホームページ等を開設し、地活協の意義等理解促進に向け地域活動の発信を行った。
福島区	- 多くの地域で負担となっている補助金会計事務を円滑に進めるため、わかりやすく丁寧な説明を実施する。特に、地域役員が交代した地域は、重点的に支援していく。 - 各地域から提出された決算書類での修正内容などを確認し、地域の理解が進んでいない部分の傾向を把握し、地域実情に対応した説明資料を作成する。 - 新型コロナウイルス感染症の感染対策を踏まえ、より効果的な集合対面型での会議や説明会を行っていく。可能な地域においては、オンラインの併用も促していく。 - 地域カルテの更新が遅れている地域へ作成支援を行いつつ、地活協の意義・求められる機能の理解を促す。 - 各事業の場を地活協のPRの場として活用していくことで、より多くの方に地活協の意義や活動内容を理解してもらい、今後の担い手の確保に努める。	- 地域ごとに補助金制度説明会を行いつつ、各地域会計担当者等集合型の補助金説明会も開催した。また、各事業担当者が交代された地域にも丁寧に説明を行った。 - 補助金説明会以外に、地域実情に合わせて柔軟に参加者も調整しながら補完的に説明会を行った。 - 前年度決算書類での修正経過を勘案し、クレジットカードで購入した場合の必要添付書類や購入額上限設定している場合の取扱い、啓発物品に添付する啓発文章の適切な内容などの資料を作成し、必要な地域での説明に活用した。 - 感染症対策を踏まえて、参加者間の距離や換気を配慮した集合対面型での会議や説明会を開催した。希望地域では、オンライン併用で開催した。 - 地域カルテ更新が遅れている地域への支援を行ったが、地域も事業再開に向けた取組に集中することになり更新には至らなかった。そのため、補助金説明会の場を通じて、地活協の意義・求められる機能について全地域で説明を行った。 - 盆踊りやもちつき大会など、多数の参加者が見込める事業で地活協事業PRチラシを配布して地活協の活動を周知し、担い手の確保に努めた。

此花区	・地活協運営委員会や会計説明会の場で地活協の意義や機能について説明する。また、地活協のメンバーが交代した地域には、運営又は活動に係る引継文書の整備などに向けた支援を行う。 ・引き続き、広報紙や市民情報コーナーにおいて地活協の意義や機能の理解促進を図る。	・地活協運営委員会や会計説明会の場で地活協の意義や機能について説明した。(地活協運営委員会9回、会計説明会2回) また、地活協のメンバーが交代した地域には、運営又は活動に係る引継文書の整備などに向けた支援を行った。(随時) ・広報紙や市民情報コーナーにおいて地活協の意義や機能の理解促進を図った。(広報紙12回、市民情報コーナー常設)
中央区	・地活協活性化セミナーをはじめとした地活協関連会議において「地活協の意義・機能」を繰り返し情報発信することで確実な引継ぎとなるよう、助言・指導を行い、人材育成につなげる。	・地活協活性化セミナー及び地活協会長会議を開催し、地活協の意義等を再確認した。(地活協活性化セミナー1回、地活協会長会議1回、補助金説明会2回) ・地域活動の担い手不足や人材育成等についての助言・指導を行った。
西区	・地活協の意義や求められる準行政的機能や総意形成機能について区民に広報する。 ・地活協の役員を対象とした情報共有会や地活協会長会において、地活協の意義や求められる機能の理解促進の共有、さらにより一層の自律に向けた取組支援を行う。 ・広報紙や各種イベント等において、地活協の活動等を紹介することにより、認知度の向上をめざす。	・広報紙(7月)やホームページ、転入者等(4・3月)に対して地域活動協議会の活動等を周知した。 ・地活協情報共有会等にて説明し、地活協の意義や求められる機能の理解を促進した。また、各地域課題を認識したうえでの解決策の提示や、地活協補助金のより有効な活用への助言などの個別支援を行った。 ・広報紙、ホームページ、各種イベント等において、地活協の活動等を紹介した。
港区	・地活協の役員等を対象とした補助金説明会で地活協の意義、求められる機能の理解がより深まるような説明を行う。 ・広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信(区内全戸配布)する。	・補助金制度や会計事務の説明会などの機会を通じ、地活協の意義、求められる機能について、丁寧に説明を行った。 ・4月号の広報紙に地活協の意義、求められる機能等に関する特集記事を掲載し、情報発信(区内全戸配布)した。
大正区	・地域担当制の活用等を通じ、地活協の意義や地活協に求められる「準行政的機能」、「総意形成機能」について、地活協の役員や構成団体、地域住民と対話を行う機会を設け、理解の促進につなげていく。	・地域担当職員が地域の行事や定期的開催される会議に参加する中で、地活協の役員や構成団体、地域住民と対話を行い、地活協の意義や地活協に求められる「準行政的機能」、「総意形成機能」についての理解を促進した。
天王寺区	・地活協の役員や担い手を中心に、地活協の意義・機能の理解が深まるよう、情報交換会や意見交換会を定期的開催する。 ・広報紙や広報板を活用して、広く区民に地活協の活動紹介を行う。	・地活協の役員や主な担い手を対象に、地活協の意義や機能の理解を深められるよう、まちづくりセンターを活用して10月に意見交換会、12月に情報交換会を開催した。 ・広報紙に地活協の活動紹介を掲載し、広報板に地活協周知ポスターや活動紹介ポスターの掲示を行った。
浪速区	・地活協の意義や、求められる機能の理解を促進するため、各地域向けの地活協ガイドブックを作成するとともに、説明会を開催する。	・地活協の意義や、求められる機能の理解を促進する地活協ガイドブックを作成し、各地域に説明を行った。

西淀川区	・区広報紙への地活協記事内容の掲載 ・効果的な地活協PRポスター作成を支援	・5年7月号に地活協全体としての紹介特集記事、9、12月号、6年3月号に地活協の取組紹介の記事を掲載した。 ・まちづくりセンターの支援により地活協PRポスター・チラシを作成し、区民まつり等の住民が集まる機会に掲出した。
淀川区	・地活協の活動をより多くの人に知ってもらうため、SNSを活用した地域活動の情報発信を行えるようにする。 ・イベントに係るチラシ作成の勉強会を行う。	・SNSでの情報発信に係る活用方法について、専門家によるデジタルツール連続講座を実施した。(全3回) ・デザインアプリCanvaを活用したチラシ等作成の講座を実施した。(全1回)
東淀川区	・地活協の組織運営と活動が広く住民等に理解されるように情報発信力の向上を支援する。 例：各地域が独自の情報発信ができるように地活協のホームページの作成、更新の支援を実施する。 ・ホームページ等を活用した区からの広報を行う。	・各地活協の活動に対する理解を深めていただくとともに、円滑に地活協の運営が図れるよう、年間6回の「地活協実務者学習会」を開催した。 ・情報発信力の向上を図るため、SNSを使った広報について、広報講座を2回実施した。 ・ホームページやSNS等により地活協に関する広報を実施した。
東成区	・ニーズに応じて運営及び会計マニュアルの改訂を行うとともに、役員以外の構成員全体にも周知に努め、全体的な基礎知識の底上げに取り組む。 ・講義や事業の実施を通して得られた次へのステップにつなげる方策や地域への還元策について、具体的にイメージを持って企画するため、まちづくりセンターとの連携を密にして、地域ニーズの把握を進める。	・補助金申請に係る制度改正に伴う手続き変更の際にも、説明会の開催やマニュアルを活用したきめ細やかな支援により、地域へのスムーズな浸透を図り、大きな混乱なく円滑に進めることができた。 ・日常的な会計支援を通して地域からニーズが寄せられた自主財源確保のための助成金講座をはじめ開催し、これまで以上に地域課題として検討を進めるきっかけとなった。
生野区	・まち協の意義や求められる機能について、まちづくりセンターと連携し、まち協の活動を知ってもらう、身近な地域でのつながりづくりの取組を行っていく。	・まち協の意義や求められる機能について改めて認識してもらうため、各地域において、制度説明会を開催した。 ・まちづくりセンターから、地域の活動などの情報を掲載したニュースレターを毎月発行し、情報提供した。 ・区内の日本語学校とまち協とのつながりづくりのため、まちづくりセンターがコーディネーターとして関係性を構築し、地域で行われる行事に参加してもらえるように交流支援を行った。
旭区	・地域の実情に沿った支援を実施するためにも、地活協の意義・求められる役割等について職員の理解を深める。あわせて、地活協関係者に対しても、「旭区まちづくりガイドブック」の活用等により理解促進を図る。 ・地活協の認知度向上のため、全ての世代を対象に、SNSやホームページの活用、区広報紙における地活協特集記事の	・研修等により地活協の意義や役割等について職員の理解を深めた。また、各地域の会議や行事等に積極的に参加する中で、各地域の活動関係者に対して理解促進に取り組んだ。 ・広報紙における地活協のイベント紹介や地活協特集記事の掲載、ホームページにおける地活協のイベント報告掲載等により地活協の認知度向上に取り組むとともに、地域活動の再開に向けた支援を行った。

	掲載等、効果的な情報発信に取り組むとともに、地活協の意義等の理解促進を図るためにも地域活動の再開に向けた支援を実施する。	
城東区	- 新型コロナウイルス感染症の5類移行も踏まえつつ、地域活動ガイドラインの提供など、各地活協における活動実施を支援する。 - 会計や広報等、他地域の活動を参考にできる機会を継続して設定する。 - 広報誌等への担い手募集記事の掲載や、地活協の意義、機能の情報発信など、地活協の知名度向上や担い手の発掘等についても継続して取り組む。	- 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い地域活動に対する制限がなくなったため、ガイドラインの運用を終了し、活動の再開を支援した。 - 会計担当者向け説明会及び同交流会（2回）を開催し、地活協間の事例共有の場として活用した。 - 広報誌等に担い手募集の記事を掲載するとともに、地活協の意義、機能の情報発信を継続した。
鶴見区	地活協の意義・機能について、各地活協の運営委員会において、準行政的機能に係る情報発信や、総意形成機能に関する助言を実施し、理解促進を図る。	地活協の意義・機能について、各地活協の運営委員会や補助金説明会など様々な機会を活用し、準行政的機能に係る情報発信や、総意形成機能に関する助言を実施し、理解促進を図った。
阿倍野区	各地活協の意義や、求められる機能等への理解促進を図るため、多くの方が集まるイベントや地活協への説明会などの機会を捉えて、情報発信するとともに、広報紙やホームページ等へ掲載し、引き続き情報発信を行う。	- 区民まつりのブースにおいて、地活協の意義、求められる機能等に関する内容や、活動紹介を記載したリーフレットの配布、及び、動画等で情報発信を行った。 - また、広報あべの11月号において掲載を行った。 - 年2回開催の地活協補助金会計説明会において、地域役員等へ地活協の意義等について説明を行った。
住之江区	まちづくりセンターと連携し、地活協の構成団体に対しよりわかりやすい資料を作成し説明する。	地活協の構成団体に対し、地活協が有する「準行政的機能」及び「総意形成機能」に関するよりわかりやすい資料を作成し、各地活協に配布した。
住吉区	- 地活協についての理解促進や認知度向上に向け、広報紙や広報板、ホームページ、X（旧：Twitter）、Instagram、YouTubeを活用した各地活協の活動状況の紹介を行う。 - 地活協設立10周年を契機として、地活協の意義や求められる機能について、この間新たに役員になった方等の理解が深まるよう、改めて働きかけや発信を行う。	- 広報紙において年4回、各地活協の紹介を行った。年間を通じてホームページ、YouTubeで地活協の紹介を行うとともに、担当職員が現地で取材を行い、SNSを活用し各地活協の活動状況の紹介を行った。 - 地活協運営勉強会を6月に開催し、地活協の意義や今後の取組について議論した。会計勉強会を8月に開催し、各地域の好事例の共有や意見交換を行った。
東住吉区	- 地域の状況を把握するため地域での聞き取りを行い、支援事業者と連携しながら、広報手法や運営委員会の開催方法への助言や提案を行うことで課題解決に取り組む。 - 説明会等で各地域の情報共有を図り、各地域の気づきや、連携に繋げる。	- 区民ニーズ調査の結果から得た「地域住民に期待される地域活動」について、全地活協の役員に個別に説明を行い、求められる機能や、今後の活動の方向性について再確認した。また、支援事業者と連携し、役員交代に伴う新しい会長や会計に対して、地活協の意義や機能、会計の透明性等について説明を行った。 - 説明会にて先進的な取組ができている地域の例を紹介、支援についての説明を行った。

平野区	・より効果的な事業周知（広報板・地域掲示板での周知等）を検討・実施する。	・広報紙で定期的に地域活動協議会の活動内容を掲載した。 ・地域の広報紙を全戸配布できるように、まちづくりセンターと協力して広報活動の支援を行った。
西成区	・引き続き、地活協の認知度向上や求められる機能について理解が深まるよう、区が関与するイベントを活用するなど、積極的な働きかけを実施する。 ・補助金説明会や運営委員会等の機会を活用し、地活協の意義や求められる機能の説明を行う。	・区民まつりにおける地活協の活動紹介や、成人の日記念のつどいにおける、新成人をターゲットとしたチラシの作成・配布など、区主催イベントを活用した周知活動を行った。また、地域団体が主催するイベントにも新たに出展し、チラシ配布により活動紹介を行った。 ・補助金説明会や運営委員会の場において、地活協を取り巻く現状などを踏まえ、意義や求められる機能の説明を実施した。

取組③「区の状況に応じた支援の実施」

	5年度の取組内容	5年度の主な取組実績
北区	・コロナ禍で停滞していた地域活動が徐々に再開しつつあるが、引き続き、「写真でみる地域の活動状況展」等の開催を通じて、各地域での取組を共有化し提案を行う。 ・地域活動連絡会議のWeb開催や各地域でのWeb会議開催支援を継続し、ICTを活用した体制維持を支援する。	・庁舎内にある「区民交流プラザ」を活用し、地域の活動内容や歴史を紹介する写真展を開催するとともに、地域活動連絡会議の場で活動内容を共有した。また、コロナ禍後の地域活動の再開について、新たな活動の担い手の発掘・確保に向けた取組について提案・支援した。 ・Web会議の開催支援として、スマホ教室の開催や地域集会施設へのWi-Fi導入等の提案を行い、ICTを活用した活動支援を行った。
都島区	・引き続き、区内の企業などに地域イベントへの参加などの働きかけを行い、地域との連携強化に向けた支援を行う。 ・他区や他都市の好事例を参考に、町会加入のメリットが地域住民に浸透するような効果的な情報発信を行う。	・区内の企業に対して働きかけを行い、地域イベントへ人的支援を得るなど地域との連携につながった。 ・町会の意義や加入のメリット等をまとめたパンフレットを作成し、区民まつりや地域のイベント等で配布したほか、各町会で活用できるようまちづくりセンターホームページでPDFデータを公開するなどの取組を行った。
福島区	【再掲】 ・新型コロナウイルスの感染対策を踏まえ、地域活動に向けたマニュアル作成を支援し、安定的・円滑な事業実施が行なわれるよう支援していく。 ・SNSを活用するための環境整備を支援するほか、わかりやすく丁寧にSNS活用の説明や事例を共有するなど地域の理解を深め、地域実情に合わせたスキル向上支援を行う。 ・担い手の不足についてSNS等の活用で新たな担い手を募集できるように支援する。 ・各事業の場を地活協のPRの場として活用していくことで、より多くの方に地活協の意義や活動内容を理解してもらい、今後の担い手の確保に努める。	【再掲】 ・地域の実情を考慮し、新型コロナウイルスの感染対策を踏まえながら活動を再開している地域の活動手法や内容をまとめて各地域へ情報共有することで、安定的・円滑な事業実施が行なわれるよう支援した。 ・各地域でのSNS活用を促進するために環境整備を支援し、SNS活用のわかりやすい利用マニュアルを作成し配布を行い、ホームページ、X（旧：Twitter）などの更新頻度の高い地域が増加した。 ・各地域のホームページやチラシなどで担い手募集記事掲載を行った。啓発物品での啓發文書内容でも、担い手募集を行った。 ・盆踊りやもちつき大会など、多数の参加者が見込める事業で地活協事業PRチラシを配布して地活協の活動を周知し、担い手の確保に努めた。
此花区	・新たに地域集会所等におけるオンライン環境の整備に向けて導入方法の提案や導入事例の紹介を行う。 ・引き続き、会計説明会の動画配信、地活協の運営と活動などにおける、オンラインの導入支援や利用促進に向けた支援及び地域カルテを活用し地域課題を抽出したうえで地活協が自律的に解決できるよう支援方針を検討し、実践する。	・新たに地域集会所にWi-Fi環境を整備し（2地域）、未整備地域へ導入事例紹介を行った。（1地域） ・地活協運営委員会で、Zoomの体験を実施した。（2地域）また、地域カルテを活用し地域課題を抽出したうえで、地活協が自律的に解決できるよう支援方針を検討し、地活協のホームページやInstagram等の立ち上げ支援を実践した。（9地域）

中央区	・地域カルテを更新・活用し、区及び地域において地域実情の確実な共有を行う。 ・地域活動の更なる活性化への支援を目的とする派遣型地域公共人材の利用制度と活用事例を紹介する。	・更新した地域カルテを各地域及びまちづくりセンターと共有し、地域実情に応じた支援を行った。 ・地活協会会長会や地活協補助金説明会等において、大阪市地域公共人材バンクの制度と活用事例を紹介した。
西区	○地域の実情に即した自律的な地域運営を積極的に推進するため、まちづくりセンターを活用し、次の取組を行う。 ・他の地域団体等との連携や地域活動への住民の参加促進をはかるために、各地活協に対して様々な活動事例の情報提供や、より一層の自律に向けた新たな事業展開の方法等について、都度における定例会議において提案する等の支援を行う。 ・各地活協において、地域の資源が有効に活用され、さらに各地域の課題の解決がはかれるように、状況等の把握を行い、各地活の自律状況に応じた解決方法の提案等の支援を行う。 ・各地活協が主体的に情報発信できるよう各地活協広報紙作成等の支援を行う。 ・地活協の認知度を測定し、各地域、まちづくりセンターと連携して課題を抽出して地域カルテを更新する。 ・各地活協の活動紹介パネル等の作成及び区役所庁舎内に掲示する。 ・各地活協におけるSNS等を活用した広報の導入や運用支援を行う。 ・転入者増加時期に、地活協活動紹介パンフレット（転入者向け）の作成及び配布。 ○区の広報媒体を活用し、各地活協の活動等を周知する。	○まちづくりセンターを活用し、次の取組を行った。 ・他の地域団体等との連携や地域活動への住民の参加促進をはかるために、各地活協に対して様々な活動事例の情報提供や、より一層の自律に向けた新たな事業展開の方法等について、都度における定例会議において提案する等の支援を行った。 ・各地活協において、地域の資源が有効に活用され、さらに各地域の課題の解決がはかれるように、状況等の把握を行い、各地活の自律状況に応じた解決方法の提案等の支援を行った。 ・各地活協が主体的に情報発信できるよう各地活協広報紙作成等の支援を行った。 ・地活協の認知度を測定し、各地域、まちづくりセンターと連携して課題を抽出して地域カルテを更新した。 ・各地活協の活動紹介パネル等を作成し、区役所庁舎内に掲示した。 ・各地活協におけるSNS等を活用した広報の導入や運用支援を行った。 ・転入者増加時期に、地活協活動紹介パンフレット（転入者向け）の作成及び配布を行った。（４・３月） ○区の広報媒体を活用し、各地活協の活動等を周知した。（７月）
港区	・まちづくりセンター等と連携して、地域の特性や状況を確認しつつ、ＣＢ（コミュニティビジネス）／ＳＢ（ソーシャルビジネス）の取組について分かりやすく説明を行い、支援する。 ・アフターコロナにおける地域活動の再開と活性化に向け、コロナ禍の事業延期や取組の中止による活動への影響等を洗い出し、各地域の実情に応じ、地域スタッフへのきめ細やかな支援を行う。	・まちづくりセンターと連携し、地域課題の解決と自主財源の確保に向けて、ＣＢ（コミュニティビジネス）／ＳＢ（ソーシャルビジネス）の説明を行い、地域の広報紙の広告掲載による収入確保などに繋がった。 ・コロナ禍により、長期にわたり地域活動が延期や中止となっていたため、活動の再開に向けて事業の見直しも含め、各地域の事情を確認しながら、今後の円滑な活動再開に向けて、地域スタッフへの丁寧な支援を実施した。

大正区	・地活協構成団体へのアンケートを通じ、まちづくりセンター等による支援の効果検証を行う。 ・地域担当職員の地域まちづくり実行委員会委員長会への同席やアドバイス等を通じ、個々の地域の実情に即した効果的な支援に取り組む。	・地活協構成団体へのアンケートにおいて、まちづくりセンターの支援について満足している割合が92.9%となり、4年度の88.3%を上回った。特にSNSによる情報発信を活用していなかった地域において Instagram を開設したのは大きな成果であった。 ・地域担当職員が年間8回開催された地域まちづくり実行委員会委員長会への同席やアドバイス等を行うことで、個々の地域の実情に即した効果的な支援に取り組んだ。
天王寺区	・円滑で効率的な地活協の運営に向けて、引き続き各地域のニーズを踏まえたICT講座やスマホ教室を開催し、ICTの活用促進の支援取組を行う。	・まちづくりセンターを活用して、地域ニーズに応じたICT講座の実施や、SNSを活用した地域内での連絡体制の充実に取り組んだ。
浪速区	・4年度作成の地域支援計画を踏まえつつ、各地域の重点支援課題を中心に、地域の実情に即したきめ細やかな支援を行う。 ・引き続き、各地域で井戸端会議を開催するなど、地域の特性と課題の把握に努めるとともに、4年度策定の地域レポート及び地域支援計画について、より効果的な支援が実現できるよう適宜更新する。	・4年度作成の地域支援計画を踏まえつつ、各地域の重点支援課題を中心に、地域の実情に即した広報紙作成・定期的なホームページの更新やSNS発信といった広報支援や担い手確保支援など重点支援テーマを設定し、支援を行った。 ・各種支援や井戸端会議などを通じて把握した地域課題、ニーズについて適宜、地域レポートや地域支援計画へ反映した。
西淀川区	・西淀川区は市内トップクラスの製造業の集積を有しており、その製造業事業者等をまちづくりパートナーとして地域とともに防災などの地域課題の解決に取り組む。	・西淀川区災害時協力事業所登録制度を立ち上げ、発災時を想定し事業所への人材・物資・施設の提供等の協力体制を構築した。 ・不動産事業者団体の協力を得て、地域の不動産事業所へ町会加入促進チラシの配架を依頼した。
淀川区	・企業を対象とした地域活動に関する勉強会を開催する。 ・地域活動が次の担い手に引き継がれるように iPad 等を活用して、活動記録を行うなど支援する。	・地域や企業、専門学校など区内のさまざまな団体が集まり、地域課題の解決に向けた勉強会を実施した。(全1回) ・iPad を活用している地域による事例発表会を行い、動画撮影など iPad を日々活用できる方法について学べる機会を設けた。
東淀川区	・地域づくりアドバイザーの認知度向上のため、作成した支援メニュー表を、地域活動従事者を中心に広く周知するとともに、広報紙へ特集記事を掲載する。 例：各地域で実施される事業に参加したうえで、支援メニューの説明を行う。 ・引き続き、アフターコロナを見据え関係先とも連携しながら、地域活動の継続・再開に向けた助言や、新たな取組に対する支援等、地域課題やニーズに対応した地域活動の実施に向けた支援を行う。	・各地域で実施される事業に参加し、支援メニューの説明を行った。 ・広報紙11月号に地活協（地域活動協議会）自体の認知度を高めるとともに地域づくりアドバイザーによる地域で活動されている方のインタビュー記事を掲載した。 ・各地域で再開された事業に参加し、地域活動の継続に向けた助言や、地域が計画したコミュニティビジネス等につながる新たな取組に対する助言等、地域課題やニーズに対応した地域活動の実施に向けた支援を行なった。

東成区	・地域のICT活用の機運を高めるよう、手法とともにメリットや将来性についても周知に努め、ICT活用のツールのひとつとして情報発信が進展するよう講座や研修会の開催などを通して地域への支援を行う。	・電子広報媒体を活用した情報発信について、地域独自媒体での取組が進むよう、担い手の発掘から手法まで支援を行い、11地域中10地域で整備された。(再掲) ・情報発信についての必要性や意義について認識するきっかけとなる広報研修会を開催し、課題や他区事例の共有を通して、地活協事業や収支報告等を地域独自媒体により発信するきっかけとなった。
生野区	・学校再編に伴い同じ小学校区になった地活協間の「子ども・青少年」や「防犯・防災」など分野の連携を促すため、地域間交流の支援を行っていく。	・同じ小学校区になった2地域による実行委員会を作り、中学校を使った地域間交流事業を開催した。
旭区	・地域活動の再開に向け、他地域における事例の情報収集・情報提供に努めるとともに、事業の実施手法の具体的な提案等、地域の実情に沿った支援を継続して実施する。 ・SDGsについての理解促進及び自主財源確保の一助となる新たなペットボトル回収に関する説明を関係局と連携して行うなど、CB/SBの取組が進められるよう支援する。	・情報交換会の開催等により他地域の事例共有を行うとともに、随時、事業実施に関する相談対応や会計説明を個別に開催するなど各地域の実情に沿った支援を行った。 ・関係局と連携し、新たなペットボトル回収に関する説明を継続して行った。結果、新たな地域において同取組が開始された。
城東区	・地域カルテ更新を完了する。 ・各地活協の自律的運営に向けた課題と、それに対する支援内容、成果を明確化し、区役所とまちづくりセンターとの毎月の定例会議で確認する。	・地域カルテ更新を完了した。 ・各地活協の課題、それに対する支援内容及び成果を、区役所とまちづくりセンターとの毎月の定例会議で確認し、PDCAサイクルを回しながら年間を通じて運用した。
鶴見区	・この間の取組について効果が確認できているため、引き続きまちづくりセンターと連携し、各地域課題に即した支援計画の作成及び定期的な見直しを行い円滑な支援を行う。	・まちづくりセンターと連携し、新型コロナウイルス感染症5類移行後の活動再開に向けた支援計画を上半期に作成し、その後各地域の活動再開状況、再開後の活動の変化、活動実施後の課題などを踏まえたものに下半期に見直すなど、各地域課題に即した円滑な支援を行った。
阿倍野区	・他地域が実施している効果的な事業などを情報共有し、地域活動が円滑に再開できるよう、まちづくりセンターと市民協働担当が連携し、地域の実情に即したきめ細かな支援を行う。	・地域活動の円滑な再開に向け、他地域が実施している効果的な事業などを情報共有するとともに、地域住民同士のコミュニケーションが図れる環境を整備するため、SNSを活用した連携の方法等に関する支援を行った。
住之江区	・まちづくりセンターと連携し、企業・NPO・学校等が、担い手不足等地域課題の解決に向けて地域と協働して事業を実施する等協働取組が更に活発になるように企業・NPO・学校・地域がつながる場を積極的に開催し、支援を行う。	・地元企業、NPOの人材、資金、地域情報等の地域資源を活用した地域活動(新北島見守り活動、敷津浦健康ウォーキング、企業・NPO・学校・地域交流会の開催等)の実施(14件) ・地域活動応援サークルイベント部会会議の開催(11回) ・地域活動応援サークルイベント(オンラインラジオ体操)の開催(25回)

住吉区	・民間企業やNPO団体との連携・協働を目的としたまちづくり交流ライブを継続実施し、好事例を共有するほか、地域活動の担い手の確保・人材育成につながるよう支援する。 ・自主財源確保のため、各地活協へペットボトル回収事業や広報紙配布事業等を実施している地域の情報共有や働きかけによるCB（コミュニティビジネス）の促進に向けた支援を行う。	・まちづくり交流ライブを8月と3月に開催し、好事例を共有したことにより、2地域で新たな連携が生まれた。 ・CB（コミュニティビジネス）について、地活協会長会や運営勉強会、会計勉強会、その他様々な機会に情報共有と働きかけを行った。
東住吉区	・支援による改善事例等を説明会で取り上げ、他地域へも波及するように取り組む。 ・地域への聞き取りを行い支援事業者と連携し集中支援として、6年度に向けた活動の見直しや再構築に向けた支援を行う。	・説明会にて先進的な取組ができている地域の例を紹介、支援についての説明を行った。 ・支援事業者と連携し、6年度予算について助言・提案を行った。
平野区	・地域カルテを利用するなどして、地域ごとの課題を把握し、多様な地域の個性に合わせて、人と人のつながりが希薄にならないよう、自律的な地域運営の支援を引き続き行う。	・地域の広報紙等に会長や役員の顔写真やプロフィールを掲載することで、町会を見える化するため、広報誌の発刊の支援を行った。
西成区	・引き続き区の広報媒体を活用し、地活協の活動状況を積極的に発信する。 ・地域毎の補助金説明実施については概ね好評であることから引き続き実施するとともに、適正な組織運営に向け会計処理の指導や助言による支援を重点的に行う。	・職員が地域活動取材し、紹介記事を写真と共にFacebookやX（旧：Twitter）に掲載し、情報発信を行った。また、庁舎内エレベーター広告や区民センター壁面広告の空き枠を活用し、ポスター掲示を行った。 ・昨年度に引き続き、地域毎に精算や補助金申請に関する説明会を実施し、些細な疑問等にも丁寧に対応した。また、定例日を設定し領収書の確認を行うなど、地域の実情に即したきめ細やかな会計支援を行った。

取組期間（２～５年度）の成果及び今後の方向性

	取組期間の成果	今後の方向性
北区	・コロナ禍で停滞していた地域活動の再開に向けた支援を行う中で、各地域が取り組んでいる活動の必要性を地域住民と共有することができた。 ・スマホ教室の実施、地域集会施設へのWi-Fi 導入等の支援を行う中で、ICTを活用した地域活動の実施が進んだ。	・地域住民等が地域活動へ参画するきっかけづくりとして、広報紙やSNSを活用し、各地域の活動紹介や地域活動の意義を広く周知する。また、新たな活動の担い手を発掘するための取組について、まちづくりセンターと連携しながら、地域実情に応じた支援を継続する。 ・マンション防災をテーマに、防災訓練や防災セミナーの実施を支援し、マンション住民と地域がつながる場を提供するとともに、町会への加入促進に取り組む。
都島区	・地活協周知チラシや町会加入促進パンフレットを作成し、各イベントや企業等への配布等により、担い手の発掘や町会加入希望者からの問い合わせが増加するなど、地活協（町会含む）の意義等理解促進につながった。 ・若手参画に繋がるワークショップの開催やSNSの運用支援により、担い手不足やデジタル化といった課題に対し、地域の実情に応じた支援を行うことができた。	・引き続き、地域資源の発掘や連携強化に取り組む、担い手不足やデジタル化など地域課題に対し、地域の実情に応じたきめ細かい支援を実施していく。 ・引き続き、第一層支援として、町会の加入促進を行うとともに、とりわけ集合住宅建設段階からの事業主に対する町会加入勧奨の取組を強化していく。
福島区	・毎年、補助金説明会を各地域で開催するなど丁寧に説明を繰り返してきたことから多くの地域で会計等組織運営に係る自立度が高まった。 ・地域実情に合わせた支援を行ったことで、広報活動を盛んに行う地域が増加した。 ・オンラインを併用して会議を開催する地域が出てきた。 ・避難所開設・備蓄物品点検・物品使用方法講座・防災講座など体験型・講義型を地域に合わせて判断し、全地域で防災に関する関心を高めることができた。	・地域の担当者交代状況を注視しながら、地域実情に合わせた組織運営支援を行っていく。 ・地活協認知度向上、担い手確保、町会加入促進に向けて地域カルテ更新地域を増やしていく。 ・広報発信が停滞している地域への支援を強化する。 ・会計アプリ活用やデジタル回覧板、アンケートのグーグル活用など地域状況に合わせて、SNSの活用を浸透させ、地域負担の軽減や若年層へのつながりづくりを促進していく。 ・防災事業をはじめとして、新たな住民（マンション居住者）と地域との接点をつくっていく。 ・各事業活動の場を地活協PRの場として最大限活用していくことで、より多くの方に地活協の意義や活動内容を理解してもらい、今後の担い手の確保に努める。
此花区	・地活協の取組や活動をSNSや区の広報板を活用し情報発信することができた。 ・地活協の意義や求められる機能については、地活協運営委員会や会計説明会での説明だけでなく、メンバーが交代した地域には、随時引き継ぎの支援を行った。 ・地域集会所２か所にWi-Fi 環境を整備した。	・引き続き、地活協の取組や活動について、SNSを中心とした情報発信を行っていく。 ・引き続き、地活協の意義や求められる機能については、地活協運営委員会や会計説明会など様々な機会を通じて周知していく。 ・引き続き、地域集会所におけるオンライン環境の利便性を説明し、整備を進めていく。

中央区	・マンション等の建築段階から地域との関係をつくるために作成したガイドラインを活用し、マンション住民と地域をつなぐ取組を行うことができた。 ・マンション居住者を対象に防災講演会を企画開催し、防災訓練など「マンション防災」の取組の支援を行うことができた。	・ガイドラインを活用し、居住者同士のつながりづくりの大切さや地域活動への関心を持ってもらえるきっかけとなるよう出前講座を通じて支援していく。 ・地域活動参加へのきっかけづくりの一環として、「マンション防災」の防災講演会や防災訓練計画作成などの「マンション防災」の取組を継続して実施していく。
西区	・各地活協が主体的に情報発信できるよう各地活協での広報紙作成やホームページ・SNS等を活用した広報の導入等が行えた。	・広報紙やホームページ・SNSを活用した活動目的の周知や活動への参加を呼びかけが必要である。また、地活協の意義や求められる機能の理解促進の共有と、より一層の自律に向けた取組支援を行う。
港区	・コロナ禍に全地域においてオンラインハイブリッド型会議の環境を整備し、会計説明会等を実施した。オンラインハイブリッド型を活用することにより、より多くの地域の実務者や関係者への効果的な情報提供につながった。 ・会計説明会について、区役所で実施する集団説明会に加え、各地域に赴き地域毎に実施した。会計の説明や意見交換を行うことで、地域課題の共有や地域活動協議会の活動意義、求められる機能の理解促進につながった。 ・コロナ禍に活動の制限がある中、感染症対策を講じつつ活動するための手法や範囲等を助言することで、地域活動の継続につながった。	・オンラインを活用した会議運営の継続に向けた支援とLINE等、ICTを活用した情報共有・情報連絡体制づくりに向けた支援に取り組む。 ・地域の役員や実務担当者の交代等を含めた各地域の状況を確認しながら、地域に積極的に赴き、丁寧な説明と情報共有を図ることで、区役所やまちづくりセンターに気軽に相談できる環境を整える。 ・コロナ禍で開始した新たな地域活動の取組（見守り活動も兼ねた新しい食事サービスの形態（お弁当の配食）など）について、今後、無理に従前の形態に戻すことなく、地域の実情に応じて検討しながら事業を継続するための支援を行う。
大正区	・まちづくりセンターに統括アドバイザー・防災アドバイザー・広報アドバイザーを配置し、各専門分野から、地域の実情に即した具体的な支援を行った。具体的には情報発信においてSNSの立ち上げ等を支援した。 ・アンケート調査の実施、地域カルテの作成・更新により、地域課題を見える化し、地域がめざす姿を地域内で共有することで、地域課題解決に向けた活動に取り組むことができた。 ・地活協補助金制度の活用、地域担当制の活用、地域まちづくり実行委員会委員長会の開催を通じて、地活協の意義や役割についての理解を促進した。	・アンケート調査の実施や地域カルテの作成・更新等により、地域のニーズを把握し、地域の実情に即した支援を行う等概ね目標通りの取組を実施できた。 ・今後はSNSの活用による情報発信の拡充や地活協の運営と活動のオンライン化・デジタル化への支援を強化し、住民の地域活動への参加促進に取り組む。
天王寺区	・地域の役員や担い手が会計や事務処理を円滑に行えるよう会計説明会を実施し、地活協の意義・理解を深めるための意見交換会の実施など、地域の自律度向上に向けた支援を行うことができた。 ・まちづくりセンターの支援により、Facebookやポスター、チラシなどを活用	・活動に対する自律度は向上したが、不十分な地域もあるため、会計処理や事務処理が自律的に進められるよう、引き続き地域実情に応じた支援を行う。 ・地域活動を担う次世代の人材発掘や育成が困難な状況であるため、幅広い世代へ地域活動を広め、区民の地域活動への関心や関与を

	した地域活動の情報発信を地域で自主的に行うことができた。 ・まちづくりセンターの活用により、一部の地域ではＳＮＳでの連絡体制が構築された。	高めるよう地域活動の周知に継続して取り組む。 ・ＳＮＳの活用に加え、会議のオンライン開催など地域の活動や運営にＩＣＴの活用が促進されるよう地域実情に即した支援を継続して行う。
浪速区	・地活協の役割や意義、町会について広報紙で特集した。 ・広報紙の特集記事をベースとしたチラシの作成や、ホームページを更新し、広く区民に周知した。 ・住みます芸人と各地域の代表者が出演し、地域の魅力をYouTubeで配信した。 ・各種支援や井戸端会議などを通じて把握した地域課題、ニーズを踏まえ広報紙作成・定期的なホームページの更新やＳＮＳ発信といった広報支援や担い手確保支援など地域の実情に即した地域ごとの重点支援テーマを設定し、支援を行った。	・５年度に最終的な目標を達成していることから、今後は区長マネジメントにより、地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組を進めることとする。
西淀川区	・まちづくりセンターの地域訪問や面談により、地域ごとの課題を把握し、地域づくり活動のサポートを実施した。 ・広報紙への連載や特集記事により地活協の取組を広く知らせ、イベントや事業への参加を促した。担い手募集記事の掲載により、人手不足に悩む地域を支援した。 ・コロナ禍では多くの事業が停止・中止となったことでイベントの実施手法の検討・助言、コロナ禍後は事業の再開・発展・再構築を支援した。 ・西淀川区災害時協力事業所登録制度や不動産事業者団体・事業所への協力依頼の実施により、地域住民へ平時から防災への関心を高めるための啓発を行うとともに事業者との関係を作ることができた。	・引き続き地域ごとの課題把握に努め、特に共通する課題である担い手不足への対策として、地活協の主要な構成団体である町会への加入促進事業を実施していく。 ・広報紙への記事掲載を継続し、地域のニーズに対応した募集・啓発等を実施していく。地域の自発的な広報活動への技術的な支援も、まちづくりセンターを通して引き続き実施する。 ・多くの地活協事業で事業自体を再開することができたが、参加者・担い手の減少は直ちに取戻せるものではなく、手法の再検討や見直しが必要な場合も多いため、ノウハウを持つまちづくりセンターによる支援を粘り強く続けていく。 ・既に実施している取組に加えてさらに事業者と連携した訓練やイベントを実施していくことで、引き続き防災などの地域課題の解決を図っていく。
淀川区	・地区防災計画の改定を行うことで、地域内の話し合いが活発に行われ、組織としての防災意識及び自主性を高めることができた。 ・ＳＮＳの活用方法等に係る講座や個別支援を実施してきた結果、ホームページやＳＮＳなどを活用して情報発信を行う地域が増加した。	・地域特性に即した防災意識の向上及び自律的な地域運営を行えるよう中間支援組織と連携し支援を行う。 ・若い世代に向けた情報発信強化のためＤＸ化に向け、引き続き地域の担い手等のＩＣＴリテラシー向上につながる支援を行う。 ・地域の実情に応じた課題解決に向け、引き続き企業、ＮＰＯ等との連携支援を行う。

	2年度：ホームページ2地域、SNS13地域 5年度：ホームページ5地域、SNS15地域 各地域紹介動画作成（全18地域） ・地活協を個別に訪問し、地域の実情や課題を聞くことで、それぞれの状況に応じた支援を行うことができた。	
東淀川区	・3年度より、会場とTeamsを活用したオンライン参加も可能な地活協連絡会議を開催する事により、参加者が増え様々な情報を共有することが出来た。 ・5年度、6回の「地活協実務者学習会」を実施した事により、地活協の活動や補助金制度について、理解の向上を図ることが出来た。	・引き続き、オンラインを活用し他会議等を実施することにより、各地域のニーズに応じた地域活動に役立つ情報等を共有する。 ・6年度も「地活協実務者学習会」を実施し、意識の向上を図る。
東成区	・企業や各種団体など多様な関係先との連携や第一層支援、電子広報媒体を活用した情報発信について、特に重点的に取り組む分野として進め、地域に対しても意義や役割についての認識が徐々に深まり、結果、特に多種多様な関係先との連携に関しては、外国人技能実習センターとの連携による留学生の地域震災訓練の参加や、日本語学校と区内学校との交流事業の実施など、多くの実績を積み上げた。 ・会計支援等に係るマニュアルを活用した普及啓発等により、地域での人材育成が図られ、自律的な組織運営に一定の知識の底上げが進んだ。	・引き続き、多様な関係先との連携や第一層（自治会・町内会）支援、情報発信を中心に重点的な取組を進めるとともに、第一層支援に係る今後作成予定の区アクションプランに沿った支援の推進や会計アプリの円滑な導入など、全市的な施策の方向性と連動した支援を実施する。 ・民間助成金の獲得など自主財源確保に向けた講座の開催や、ICT活用の推進、情報発信など、社会情勢や地域ニーズに応じた柔軟な支援を実施していく。
生野区	・全19地域の施設にWi-Fi環境を整備した。 ・まち協の機能等について改めて説明し、まち協の現状や課題について情報収集が出来た。 ・まち協と日本語学校との交流により、関係性が構築できた。	・Wi-Fi環境を活用した取組について、他地域で行われている事例を紹介するなど、活用のきっかけとなる情報提供をしていく。 ・地域の現状等の情報収集ができたため、地域が求めるニーズに即した支援ができるようにまちづくりセンターと連携して取り組む。 ・日本語学校との交流は、他の団体等との交流における受け手側のトレーニングにもなると考えられるため、この活動を広めていく取組を行う。

旭区	・各地活協の事業実施等に対し、日ごろからの相談対応に加え、「まちづくりガイドブック」等の作成・活用や情報交換会の開催等の支援により、新たな活動が開始されるなど、さまざまな地域活動が継続して展開されている。 ・地活協の組織運営や会計に関する支援により、すべての地域において円滑な組織運営が進められているとともに、会計事務についても大幅なスキルアップにつながった。 ・地活協の認知度向上、担い手の確保やより多くの住民参加につなげるために、広報の取組に関する支援に加え、広報紙に地活協特集記事を掲載するなどの取組を行った。現状、すべての地域において地活協ホームページ・かわら版が開設・創刊され、継続して運営・発行されている。加えて、一部の地域においてはSNSも活用されている。また、区役所としてもホームページやSNSを活用した情報発信を継続して実施している。 ・自主財源確保に向けた支援により、新たなペットボトル回収等のCB／SBの取組が進められた。	・引き続き、地域活動従事者を対象とした情報交換会の開催、他区事例等の収集、情報共有等に努めるとともに、現在実施中の活動の充実・発展や新規事業の実施支援等、地域のニーズに沿った活動の支援に努める。 ・6年度からの地活協補助金制度の改正に合わせた会計、組織運営等に係る支援の継続実施に努める。 ・ホームページやSNSを活用し、地活協の認知度向上、担い手の確保、幅広い住民の参加を促すための広報の強化に努める。 ・引き続き、地域の実情やニーズに即した効果的かつきめ細かな支援に努め、地活協の自律度向上をめざす。
城東区	・区内 16 の地活協と区長との意見交換会を、年 2 回を基本として開催し、地域課題の把握及び対応、並びに個別アドバイスを実施した。(2年度 32 回、3年度 31 回、4年度 31 回、5年度 31 回) ・区が行う情報発信において、紙媒体とSNS等電子媒体との連動を定着させた。また、地域が行う情報発信において、地域の実情に応じて、既存の Facebook やホームページに限らず、広報誌やInstagram等の媒体による情報発信を支援し、媒体の種類や内容を充実させた。 ・地活協の知名度向上や担い手の発掘を意図した情報発信や、地活協間の事例共有の機会の設定など、組織運営の活性化とともに負担の軽減につながる取組を定例化して実施した。 ・地域課題に対して支援の成果が得られたかを確認し、PDCAサイクルを回しながら運用する仕組みを整えた。	・地活協と区長との意見交換会を通じて、地域課題の把握及び対応、並びに個別アドバイスを実施する。 ・区が行う情報発信において、紙媒体と電子媒体との連動を継続する。また、地域の実情に応じた媒体による情報発信を支援する。 ・組織運営の活性化や負担の軽減は各地活協に共通する大きな課題であることから、取組期間中に定例化した取組だけでなく、より効果的な手法も模索しながら実施する。 ・PDCAサイクルを回しながらまちづくりセンターによる支援を行い、地域課題の解決を図るとともに、地活協の自律度を高めていく。

鶴見区	・地活協の意義・機能について、各地活協の会議等を活用して継続的に説明したことや、まちづくりセンターと連携して各地域課題に即したきめ細やかな支援を行ったことにより、各地活協が地域特性に即した地域課題の解決に向けた取組を一定自律的に進められる状態となった。	・この間の取組を踏まえ、5年度には最終的な目標を達成していることから、今後も引き続きまちづくりセンターと連携した各地域課題に即したきめ細やかな支援に取り組む。 ・地活協の更なる活性化に向け、区長マネジメントにより地活協の役割・活動内容等の情報を、様々な広報媒体、機会を捉え積極的かつ戦略的に情報発信する。
阿倍野区	・各地域の情報発信の手法が紙媒体のみであった地域からSNSを活用する地域が増加し、発信の手法が豊富になった。 ・イベントや地活協への説明会において地活協の意義について説明し、認識を深めることができた。 ・非常時でも対応できる環境を整えるため、行政と地域の連絡会議をオンライン(Microsoft Teams)で開催できる環境を整えることができた。	・SNSを活用した事例を共有し、新たにSNSを活用する地域の増加を進める。 ・各地活協の意義や、求められる機能等への理解促進を図る情報を、広報紙やホームページ等へ掲載するとともに、リーフレット等を活用し、引き続き情報発信を行う。 ・引き続きオンライン環境を整えるとともに、SNSによる情報発信のスキルアップとなるよう支援を進める。
住之江区	・「すみのえ情報局」等ICTを活用した情報発信やチラシ作成方法について、広報担当者実務者交流会を開催し、地活協が自ら積極的に情報発信が行えるよう支援した。 ・地活協の意義や地活協に求められる準行政的機能や総意形成機能について、わかりやすい資料を作成し、区政会議、地活協会長会、会計説明会において説明し、理解促進を図ることができた。 ・地元企業、NPOの人材、資金、地域情報等の地域資源を活用した地域活動が毎年12件以上実施できるようになった。	・地活協の情報発信について、継続的な支援が必要なため、まちづくりセンターと連携し、地域の実情に応じて、地活協の情報発信等に係るスキル向上のための取組を支援する。 ・担い手確保等の地域課題解決に向けて、まちづくりセンターと連携し、企業・NPO・学校・地域交流会等の継続的な実施により、協働取組が更に活発になるように支援する。
住吉区	・地域活動への区民の参画を促進し、新たな担い手を発掘するため、地活協による広報紙発行やSNSを活用した情報発信を支援することで新たな地域広報紙の発行(4年間で3地域)やSNSを活用した情報発信(4年間で12地域)につながった。 ・コロナ禍においては、工夫を凝らして活動を再開した好事例などを発信することや、オンラインで地域の会議や「区民まつり」を開催することで、活動が途切れないよう支援したことによって、アフターコロナとなる5年度には全地域において概ね計画どおりに事業が再開されるとともに新規事業の創出(4年間で7地域)にもつながった。 ・マンション建設時から町会加入の働きかけを行う(4年間で18回情報提供。内1町会加入。)とともに、町会未加入のマンションを優先に防災訓練を実施(4年間で16回)、訓練を通じて地域活動への	・生活様式や価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化するとともに、地域で実施されている様々な活動が住民に知られていないことから、こどもとその親世代や、これまで地域の活動と関わりが少なかった区民がより多く参加するような、防災や歴史文化等の地域資源など関心の高いテーマや内容を盛り込んだ場・機会づくりに取り組む。 ・町会加入率が低下していることから、地域コミュニティに関わるきっかけとして町会加入を促進するため、集合住宅への加入の働きかけや町会活動の周知、町会活動のメリット等のプロモーションを強化するため「町会加入促進アクションプラン」を策定し町会の取組を支援し、町会等と協働で加入率向上に取り組む。 ・地域により特性や課題の違いが顕著になっており、一律の支援では解決できないことから、まちづくりセンター等を活用しながら、地域の実情に応じて組織運営や財源確保、情報発信へのきめ細やかな支援として、地活協

	参画及び町会加入の促進を行うことができた。 ・地活協についての理解促進や認知度向上に向け、広報紙やSNSなど様々な媒体を活用し各地活協の紹介を行うとともに、節目の年には運営勉強会等を開催し、各地域の好事例の共有や意見交換を行うことができた。 ・地活協と民間企業やNPO団体との連携・協働を目的としたまちづくり交流ライブを継続して実施（4年間で計9回）することで、新たな連携や好事例の共有ができた。 ・自主財源確保のため、各地活協へCB（コミュニティビジネス）促進に向けた支援を行い、新たに5地域（4年間で広報紙配布事業1地域、ペットボトル回収事業4地域）で開始された。	の情報発信の支援、組織運営、活動のオンライン化、デジタル化への支援、デジタルツールを活用した現役世代の地活協への参加促進に取り組む。 ・地活協をはじめとする地域団体の活動が限られた個人・団体の参画にとどまっていることから、交流会やラウンドテーブル等の地域と多様な活動主体との連携・協働につながる場を設定し、連携・協働による取組が継続的に実施できるよう支援する。
東住吉区	・各地活協に対して、広報や会議におけるICT支援、役員交代に関する引継ぎ支援、新しい事業の立ち上げに関する助言等ができたことにより、組織の強化や活動の継承に寄与することができた。	・地域活動が自律的かつ長期的なものとなるよう、地域課題やニーズに合った継続的な支援を行う。
平野区	・会計システムによる一元管理を行うことで、会計事務の簡素化を行った。 ・広報紙等の紙媒体だけではなく、SNS等の電子媒体を通して、地域の活動内容を発信できるように広報活動支援を行った。	・これまで使用していた区独自の会計システムから、次年度より新たに導入される会計アプリへの変更に伴う会計支援を行う。 ・まちづくりセンターと協力しながら、町会加入促進に係る支援を行う。
西成区	・コロナ禍をきっかけに、会議を集合参加とオンライン参加を併用したハイブリッド型により開催できるよう支援を実施した。現在もハイブリッド型で継続開催している地活協があり、会議参加のハードルを下げるができた。 ・SNS等開設・運用に関する資料を作成・周知するなどの支援を行い、情報発信手段としてホームページやSNS等の電子媒体による広報を実施している地活協が増加した。 ・補助金説明会においては、区による一括の説明会ではなく、各地活協運営委員会等の場に出向いて精算や補助金申請に関する説明を実施することにより、きめ細やかな会計支援を行うことができた。	・組織運営や情報発信など、様々な場面でICT活用できるよう提案・支援を行い、地域の活力向上につなげていく。 ・区による積極的な情報発信を継続するとともに、各地活協による情報発信において使用する媒体や内容など、ターゲットを意識した広報活動を展開できるよう支援を行い、住民の活動参加や担い手の確保につなげていく。 ・会計処理の自律度には地活協毎にばらつきがあるため、その要因の解消と、適正な組織運営に向けた会計処理の指導や助言による支援を重点的に実施していく。

大阪市 市政改革室 改革プラン推進担当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0

TEL 06-6208-9885

FAX 06-6205-2660

Eメール ac0015@city.osaka.lg.jp